

# 昭和三十年六月

## 海外経済事情

### 目次

- 一、概況
- 二、日本加入に関するガット関税交渉終了
- 三、米州諸国
  - (一) 米 国
    - (1) 一般経済動向
    - (2) 自動車貸銀交渉成立
    - (3) 小麦及び棉花事情
    - (4) その他
  - (二) カナダ反ダンピング法を強化
- 四、西欧諸国
  - (一) 欧州経済同盟(E.P.U.)の期限延長
  - (二) 英国——ポンド相場の軟調と金融情勢
  - (三) フランス——貿易動向と経済拡張政策の推進
  - (四) 西ドイツ——資本市場の動向・為替管理の緩和・一般経済状況
  - (五) スイス——預金支払準備制度の実施
- 五、ソ連——生産性向上と東西貿易
- 六、アジア諸国
  - (一) 一般情勢
  - (二) 中共——財政事情と基幹産業本年度計画
  - (三) 韓国——余剰農産物受入に関する米韓協定その他

海外経済調査(下) 昭和三十年六月

- (四) 台湾——繊維工業の現況
- (五) フィリピン——一九五六年度財政予算
- (六) タイ——米国F.O.A援助資金による輸入の開始
- (七) インドネシア——外貨事情の好転
- (八) インド——インド国立銀行の設立と準備銀行法の改正
- 七、濠州——最近の金融情勢と金利動向

### 一、概況

懸案の米英仏ソ巨頭会談に関して、これを来る七月十八日ジュネーブで開催したい旨の西欧三カ国の正式提案(六日)に対してソ連は同意(十三日)、次いでサンフランシスコの国連創設十周年記念特別総会の機会を利用した四カ国外相会議(二十一—二十一日)において、西欧三国の提案に係る同会議運営方針もソ連の受諾をみるに至り茲に巨頭会談は漸く実現の運びとなつた。

西欧三国はこれに先立ちニューヨークで外相会議を開催(十六—十七日)巨頭会談に対する三国間の見解調整を行つた。

国際連合創設十周年記念特別総会(二十一—二十六日)では最近の国際緊張緩和の傾向を背景として来るべき巨頭会談、特にその最大の議題とみられる軍縮問題の成行に大きな関心が示され、国連憲章の目的と原則とを守り、安全と正義と友愛の保障された平和を実現すると共に、軍縮を大いに進め各国民の生活水準の向上を図る旨の共同宣言が発表された。

この様に巨頭会談の見透しについては、これを契機とする国際情勢の新局面の展開が期待される反面、前記総会においてモロトフ・ソ連外相が原水爆の使用禁止を含む軍縮、軍事基地の廃止、中共の国連その他における正当な権利の回復等、冷戦終結のための提案を行つたのに対し、西欧側は共産主義の脅威を重ねて強調して、何れもこれを反駁、又当面の全欧安全保障機構、東西ドイツの統一問題等についても、なお西欧、ソ連間に見解の相違が窺われ、従つてこれに過大な成果を期待することは早計であるとの観測が行われている。

ソ連首脳のユーゴ訪問に引続きソ連は西独との国交正常化を提案、これを討議

するためアデナウアー首相のモスコウ訪問を要請した旨七日発表、西欧側に多大の衝撃を与えたが、アデナウアー首相はソ連提案受諾に当つては米英仏三国と緊密な連絡の上、西欧集団安全保障協定の枠内における西独の独立保持、西独の中立化拒否の線を堅持するものと見られている。

ここ許ソ連の外交攻勢はオーストリア条約の調印、ユーゴとの国交調整、前記西独首相招請等頗る活潑であるが、これに呼応する所謂第三勢力の動きも顯著となつてゐる。即ち訪ソ中のネール首相はモスクワを去るに当りソ連・インド共同宣言を発表、平和共存を高唱、又同国メノン大使は米國、中共間を斡旋、インドネシア亦米國、中共間の調停を申入れ、中共はこれを受諾したとも伝えられる。他方ウ・ヌービルマ首相はユーゴ訪問(六一十六日)を機とし平和共存を主とする共同宣言を發している。しかもこれらが何れも中共の國連加盟、台灣問題の平和的处理を強調しているのが目立つ。なお此の間日ソ国交回復交渉が開始された。

一方ソ連との国交を回復したユーゴは月末開催の米英仏ユーゴ会談(二十五—二十七日)で世界の平和と安定のため四カ國同等の立場で引続き協力すべき旨強調している。

イタリヤのシエルバ内閣は内閣改造を繞つて与党内の分裂を理由に総辭職し(二十二日)、従来の親西欧的な中道連立勢力の後退も予想され、成行が注目されたが、月末セーニ氏(キリスト教民主黨左派)が組閣を受諾することとなつた。しかし組閣完了迄にはなお曲折が予想されている。

アルゼンチンでは大統領の教会に対する処置を繞り、反ペロン勢力による内乱が勃発(十六日)短時日にして鎮圧された模様であるが、一部にはこれを契機としてペロン大統領の勢威後退を云々する向もある。

米國經濟は依然として高水準の活動を維持し、五月の鋳工業生産指数は一三八(一九四七—四九年基準)と過去の最高一三七(一九五三年五月及び七月)を上廻り、月中鉄鋼生産もまた新記録を示した。しかし従来の景氣上昇の支柱であつた自動車生産、住宅建設活動は漸くスロー・ダウン傾向が窺われるに至つてゐる。この間株式市場は未曾有の活況を呈し過去の高値を連続更新し工業株三〇種平均

は月末四五〇ドルの関門を突破注目された。

今後下半期の見透しに關しては企業の新規設備投資の増加、引続き高水準の消費支出が予想されることでもあり、上半期に比すれば景氣の上昇テンポは鈍化しても、總じて強含み状態で推移するとの見方が強い。

西欧では、フランス、西独何れも生産の上昇、貿易の拡大等依然好況を続けており、労働力不足、賃上げの影響等今後問題はあるが物価は卸・小売とも食料品の低落を中心に下押氣味であり、今のところインフレ昂進の懸念は尠いとみられている。しかしながら鉄道港湾ストライキに見舞われた英國の情勢は当面急激な悪化を予想せしめるものはないにせよ、頃來の金融引締政策の緩和は未だしの観がある。頃來インフレ的傾向の見られたトルコでは公定歩合の引上げが行われ、資本過剩状態のスイスは暫定的ながら預金支払準備制を実施した。

本年二月以来ジュネーブで開催中のガット関稅交渉會議の結果、我國はアメリカ、カナダ以下十七カ國との間に總計二八八品目に及ぶ関稅の讓許を取得、七日日本代表は加入のための議定書に調印したが、今後ガット締約諸國の投票を経て、九月十日正式發効の予定である。

米國互惠通商協定法延長法案は、曩に下院が大統領要請を殆んど修正することなく通過せしめたのに対して上院では依然保護貿易派の勢力強く大幅の修正が行われ、結局免責条項の適用拡大、新規関稅引下基準時の変更等を含む兩院協議會案が成立し、大統領の署名を経て(二十一日)發効した。

パリで開催の欧州經濟協力機構(OEEC)理事会(九月十日)は本月末失効の現行EPUの延長、金ドル、クレディットによる決済比率の変更、通貨交換性回復後、非交換國に対するクレディット供与のためEPUに代わる欧州基金の新設等の方針を決定した。

## 二、日本加入に關するガット関稅交渉終了

去る二月二十一日以降、ジュネーブにおいて開催中の日本の正式加入のための関稅交渉は本月七日日・米はじめ十八カ國間において妥結、同日付をもつて日本のガット加入条件に關する議定書が作成された。関稅交渉の結果交換された讓許は右議定書の付屬書(A及びB)に總括されているが、その總數は五三六税目にあ

たり、うち日本の享受するもの二八八税目(引下二一五、据置七三三)、日本の許与するもの二四八税目(引下七五、据置一七三三)となつてゐる。

関税交渉の終了により、ここに日本の正式加入の前提が満たされたわけであるが、右議定書作成に際し採択された加入の同意に関する決議に基づき、正式加入の実現には八月十一日までに現締約国の三分の二(二二三カ国)の賛成投票を得ることが必要とされ、これが得られた場合、同日後三十日(九月十日)に日本はいよいよ正式にガットの締約国となる。

今回の関税交渉においては予想通り日米間における譲許の交換が圧倒的な比重を占め、日本のガット加入に対する米國政府の積極的な態度が示されたが、同國國務省は九日関税交渉の成果の発表に際し、日本の正式加入実現について樂觀的な見解を示し、これが日本に対して貿易拡大の機会を提供すると共に、自由諸國との連帯を深め、共產勢力の浸透を防ぐであろうとのべた。

しかしながら日本の正式加入に対しては欧州有力貿易國を中心におお警戒的態度が見受けられ、たとえ正式加入が実現した場合にも、協定第三十五条の援用等により貿易上日本に対する差別待遇が行われる可能性が懸念されている。かかる動きは英・仏・蘭・白・濠・印等日本と貿易關係の深い諸國が関税交渉に参加しなかつたこと、従つてまた対日関税引下國に対し米國が譲許を与えるという方式が予期された効果を挙げえなかつたことから窺はうるとされてゐるが、とくに英國では差当り日本とガット關係に入ることは好ましくないという既定方針に變化はない模様で、更に女王の議會開始演説に言及された相殺関税及びダンピング防止税の創設も、対日通商關係の処理に有用なものと評せられており、またオランダ及びベルギーは綿糸布等一部の日本品輸入抑制に關し、対日通商交渉の開始を提案、日本のガット加入に備えてゐると伝えられてゐる。

なお個々の関税譲許の成果に關しては賛否交々の見解が示されてゐるが、とくに米國綿業界、陶業界の反対が強く、例えばジョージ上院外交委員長による日本の対中國貿易緩和論の提唱(十一日)は綿業界の不滿を直接の動機とするものといわれ、また、ヘイズ共和黨議員は陶器の輸入につき数量的制限を賦課する法案を下院歳入委員會に提出したと伝えられてゐる。

### 三、米州諸國

#### (一) 米 國

##### (1) 一般經濟動向

鉱工業生産指数は五月に至り季節調整済一三八(暫定)と、従来のピークである一九五三年五月及び七月の一三七を突破し、史上最高を記録した。右は一九五三―五四年における景氣後退の底(五四年八月一二三)に比し、一五ポイント、約一二%の上昇を示すものである。個々の部門別に従来の最高と比較した場合、國防生産の低下を反映して耐久財部門は一五三(五三年七月一五七)となお若干低水準にあるが、鉄鋼生産は前月既報の通り従来の最高(五三年三月)を更新したことが目立つており、また非耐久財部門では一二七(五三年五月一二三)と景氣後退の影響を全く克服し、前月に引続き記録を更新している。右と並んで、とくに注目されるのは雇用状況の著しい改善であつて五月の雇用六二、七〇三千人、前月比増一、〇一八千人、失業者数二、四八九千人、前月比減四七三千人と、それぞれ季節的以上の好転を示し、失業率は昨年初の集計方法改正以来はじめて四%の線を割り、三・八%に低下、頃来とかく云々されてきた雇用状況の景氣回復に対する遅れを取戻すに至つた。

更月後においても經濟活動は引続き高位に推移してゐると自動車生産はストライキを回避して、月央年初来四百万台目の乗用車を生産、上半期(一―六月)の総計は四、二四〇千台(予定)と従来最高の五〇年同期における三、五五九千台を大幅に上廻ると予想され、鉄鋼生産も月間九六―九七・四%の操業率を維持しており、小売売上高も前月一五二億ドルに引続き、本月もまた前年同期に比しかり増加を示すものとみられてゐる。かかる好調を反映して第二四半期(四月―六月)の國民總生産は三、七五〇億ドルと前四半期の記録的な三、七〇〇億ドルを凌ぐだらうといわれ、またゼネラル・モーターズが二十二日発表した五億ドルの新設備拡張計画は頃来の設備投資増加見込みの裏付として好感された。

もつともこの間自動車生産及び住宅建築においては、すでに予想されていたこととくこのところ若干弛みの感をみせ、これを主因として差当り本月の鉱工業生産指数は五月をピークとして多少の反落を示すものと見られてゐる。すなわち、

自動車生産本月の予定は六三二千台と、なお高位にあるものの月間最高を記録した三月(七九五千台)以来逐月下降の線を辿っており、また新規住宅着工数(非農)は五月年率一、三〇六千戸と前月に引続き一・四百万戸の水準を下廻り、住宅建築成約高も五月一〇億ドルと四月比六%方減少、前年の水準を超える幅も三、四月の各四八%及び三四%に比して二三%と縮減したと報ぜられている。かかる動きは両部門が景気回復の中心であつただけに、その影響を懸念する向は今後の生産活動の水準について、当面第三四半期における季節的減退等もあることとして、下半期には上半期の好調に及ぶまいとみていごとくであり、かかる見解によれば好調の鉄鋼生産についても、それが第三四半期分の受注を了したとはいえ、目先自動車の減産ないし現行貸銀交渉の終了に伴う値上見越需要(交渉成立後の値上りはトン当り平均五ドルを上廻ると予想される)の消滅に引込みも免かれぬと指摘されている。しかしながら勿論かかる警戒の見解にしても当面のピークよりの反落が新たな景気後退を招くものとみてはならず、その理由として高水準の販売及び消費支出が持続するとの見透しがあげられている。

かくて経済活動は現在沸騰(Boiling)段階にあるとされ、その先行についても一般に樂觀視されており、更に一部には今年年中は終始上げ歩調に推移しようとの見解すら示されているが、これに伴い投機的動向も漸くその度を加えているととく、バインズ大統領領経済顧問も「投機的ブームの因をなす過度の信頼」に警告を發し、住宅建築、株式、自動車等の市場における信用規制の用意ある旨示唆するに至つた。

かかる景気の動向を反映して財政・金融政策は一段と微妙な段階に立ち至つたこととである。まず財政資金需要については、現行国債発行限度の暫定二、八一〇億ドルの一年延長が決定され、ハンフリー財務長官は明会計年度における資金繰りにつき国債発行余力の減少(年度末国債残高見込二、七三五億ドル、前年度末二、七〇八億ドル)にも拘わらず一応支障なく行いけると言明したが、差当つての問題としては下半期(七月十二月)における新規財政資金需要が約一〇〇億ド

ルと見込まれており、うち七月には取敢えず三〇―四〇億ドルの借入が必要といわれる。これに加えて公共事業關係を中心とした地方債の新規発行予定、或は下半期の季節的な資金需要期に入つた事業界における運転資金及び設備資金の需要増加等があつて、所要資金総額は尨大なものがあり一部には財政資金を加えこれを約二五〇億ドルと推定する向も見受けられる。

これに対し、資金供給面の事情は、頃來の景気上昇により主要加盟銀行における貸出総計において一―五月(二十五日)に一七・一億ドル増と、すでに著しい増加を記録(前年同期二〇億ドル減)しているのに対し、引締気味の連邦準備政策の結果加盟銀行の自由準備六月中旬〇・四億ドル(前年同期七億ドル)にみられることとく、市中銀行の手許はかなり苦しく、各銀行は手持有備証券とくに短期国債の処分(主要加盟銀行手持短期債一―五月二六・五億ドル減)によつて資金需要を賄つている現状である。長期資金の供給源たる生命保険会社等にあつても、かかる事情は略々同様であつて、引続く住宅抵当資金の需要増加(一―四家族住宅抵当第一四半期増三〇億ドル)により、一時的にせよ市中銀行よりの融資に仰ぐことを余儀なくされおる状況である。

周知の如く七、八月における財政資金需要に対し、昨年及び一昨年には金融緩和政策的の意味もあつて、預金支払準備率の引下が行われた。従つて本年もまた以上のごとき資金需給事情から、支払準備率の引下の要望ないし予測がなされている模様である。しかしながら、連邦準備政策の観点よりすれば、現在何らかの形において信用供給が必要とされるに拘らず、他方当面の經濟の動向からすればかかる準備率引下には問題があり、例えば前記住宅抵当の動向と並び株式市場においては工業株三〇種平均四五・一三入ドルで越月、月間二六・五ポイントの上昇を示し、配当増加の程度をこえるかかる株値上昇によつてその利廻りはここ十年來はじめて四%台を割るに至つたこと、自動車販売の好調(トラックを含む一―五月四、〇九六千台、從來最高五一年同期三、二七二千台)を映じて消費者賦払信用残高は四月末二三五・一億ドル(年初來一〇・五億ドル増)に達したこと

等、連邦準備政策が従来の引締気味の態度をなお継続する必要を示している。また公開市場操作をもつて資金の供給を図らんとする場合には、従来操作の対象とされてきた短期国債とくに財務省証券の市中銀行手持減少という現実的問題に加えて銀行資金の流動性悪化の懸念が生じ、他方中・長期国債の操作にはなお原則的な問題が残されているといわれる。

かくて差当りの財政資金三〇一四〇億ドルの調達方法について財務省ではす

アメリカ主要経済指標

	一九五二年		一九五三年		一九五四年		一九五五年			
	三	四	三	四	三	四	五	五	六	六
消費者価格指数(一九四七—四九二—〇〇)(1)	一一三・五	一一四・四	一二四・八	一二四・三						
工業生産指数(一九四七—四九二—〇〇)(2)	二四	二四	二五							
個人所得 (一〇億ドル)(3)	二七・三	二八・三	二七・六	二七・七						
就業者数 (千 人)(4)	六、二九三	六、二二三	六、二三八	六、二四七						
失業者数 (千 人)(5)	一、六七三	一、六〇二	一、三〇〇	一、二七六						
新築高 (百万ドル)(6)	二、七五一	二、九三八	三、一三一	三、四四三						
輸出入額 (千 人)(7)	八九三	九〇六	八五一	一、〇一九						
輸出入額 (千 人)(8)	一、二六六	一、三三四	一、二五六	一、三三四						
製造業在庫 (一〇億ドル)(9)	四三・八	四五・九	四三・三							
製造業売上高 (千 人)(10)	二二・八	二四・九	二二・四							
卸売物価指数(一九四七—四九二—〇〇)(11)	一一・六	一一・一	一一・三							
株 価 指 数 (一九三九—二〇〇〇)(12)	一五	一九三・二	二九・八	二七九・六						
百貨店売上高指数(一九四七—四九二—〇〇)(13)	一一〇	一一三	一一二	一一三						
現金流通高 (百万ドル)(14)	三〇、四三三	三〇、七七一	三〇、五〇二	三〇、七七一						
要求払預金残高 (千 人)(15)	一〇一、五〇八	一〇一、四四一	一〇一、九〇〇							

(備考) (1)労働統計局調査、(2)連邦準備制度理事会調査、調査分月平均、(3)商務省調査、(4)国勢調査、十四歳以上の労働者、季節的調整なし、一九五四年一月より調査対象変更、(5)商務省および労働統計局調査、(6)商務省、陸、海軍調査、(7)商務省および連邦準備制度理事会調査、(8)労働統計局調査、(9)証券取引委員会調査、普通株二六五種平均、(10)連邦準備制度理事会調査、未調整分、(11)国庫および連邦準備銀行手持分を除く、月中平均額、(12)銀行間預金および政府預金を除く、各月最終水曜日残高、\*推定、△改訂

に連邦準備当局と協議に入っているが、何れにしても過度のブームを回避しつつ正常な経済成長及び季節的資金需要に即応するという現在の連邦準備政策の動向が現在各方面から強い関心をもつて注目されている。なお月間の金融市場は若干の公開市場操作もあつて、財務省証券発行利廻りは一・四%前後に推移している。

経済情勢調査(その三)

アメリカ主要商品および株式相場

食料	一九五〇年		一九五三年		一九五四年		一九五五年		備考	
	六 三 十 日	月	六 三 十 日	月	六 三 十 日	月	三 三 十 一 日	二 四 九 月		
小麦(一ブッシュェル)	二・三三五		二・二七%		二・二三%		二・五〇%	二・四二	二・四〇%	二・三二%
玉蜀黍(シ)	一・七六%		一・八七		一・九一%		一・七三	一・六五%	一・六三%	一・六四%
ライ麦(シ)	一・七四%		一・七三%		一・四七%		一・七一%	一・五九	一・六六%	一・五五%
燕麥(シ)	一・一三%		〇・九四%		一・〇一%		〇・九六%	〇・九六%	〇・九七%	〇・九二%
小麦粉(一〇〇ポンド)	六・〇五		六・一〇		七・三五		七・二五	七・二五	七・四五	七・四五
サントス(セ一ポンド)	六・一五		六・二五		七・四五		七・三五	七・三五	七・五五	七・五五
コーヒー(セ一ポンド)	四九%		五六%		八八%		五七%	五六	五三	五六
パヒア・ココ	二九・九〇		三三・六五		六八%		三四・一五	三五%	三六・八五	三七%
砂糖(シ)	七・七〇		八・七五		八・八〇		八・五五	八・五五	八・五五	八・五五
バター(シ)	五九%		六五%		五七%		五七%	五七%	五七%	五七%
ラード(シ)	一六〇		一六五%		一五七%		一五八	一五八	一五八	一五八
金	一二七〇		一〇・一五		一六・三二		一三・九五	一三・五七	一三・四五	一二・九〇
鉄(一ト)	四九九四		五九七五		六〇・一六		五五・一六	五五・一六	五五・一六	五五・一六
ピレット(シ)	五三		六二		六二		六四	六四	六四	六四
屑鉄(シ)	四二		四七		三三		四〇	三八	三六	四一
電気銅(セ一ポンド)	二二%		二九%		三〇		三六	三六	三六	三六
アルミニウム(シ)	一七%		二〇%		二二%		二二・二〇	二二・二〇	二二・二〇	二二・二〇
アンチモニー(シ)	二六・二八		三六・四七		三〇・四七		三〇・四七	三〇・四七	三〇・四七	三〇・四七
鉛(シ)	一一		一三%		一四		一五	一五	一五	一五
水銀(七六ポンド)	七五		一九一		二八〇		三三〇	三三五	三〇〇	二七八
亜鉛(セ一ポンド)	一五・七二		一一・八三		一一%		一一	一一	一一%	一一%

海峽	錫(ド一)	ポンド	〇・七八%	〇・九〇%	〇・九六%	〇・九一%	〇・九一%	〇・九一%	〇・九五%
織維	花(セ一)	ポンド	二四・七九	三四・一五	三五・一〇	三四・二五	三四・三五	三四・六五	三四・七五
綿	花(セ一)	ポンド	二四・七九	三四・一五	三五・一〇	三四・二五	三四・三五	三四・六五	三四・七五
プリント	(セ一)	ヤード	一五%	一六%	一三%	一四	一三%	一三%	一三%
その他									
ゴム	(セ一)	ポンド	三一%	二三%	二三%	三一%	三一%	三一%	三七
皮革	(セ一)	ポンド	二五%	一九	一六%	一三%	一四	一三%	一四
原油	(ド一)	バレル	二・五一	二・七六	二・七六	二・七六	二・七六	二・七六	二・七六
株式市場									
工業株	(ド三〇)	種平均	二〇九・〇八	二六八・二六	三三三・五三	四〇九・七〇	四二五・六五	四二四・八六	四五一・三八
鉄道株	(ド二〇)	種平均	五二・二四	一〇四・七七	一一二・七〇	一五〇・三二	一六〇・五二	一五九・八七	一六〇・九五
公共株	(ド一五)	種平均	五〇・六四	四八・五四	五八・二〇	六三・五七	六四・七九	六三・六三	六四・三四

(備考) 特記したものはニューヨーク標準相場

(2) 自動車賃銀交渉成立

CIO全米自動車労組とフォード及びゼネラル・モーターズとの間における労働協約改訂交渉は懸念されていたとき大規模のストライキに至らず、それぞれ六日及び十三日に妥結した。新協約はルーサーCIO議長のいう年間保障賃銀をそのまま具体化するには至らなかったが、実質的にはその趣旨を大幅にとり入れたものであつて、米労働史上画期的なものとされている。その内容は両者とも同種のものであるが、いまフォードの例により摘記すれば次の通りである。

イ、補完失業手当計画の導入……一時的に解雇された労働者に対し会社は本計画により原則として解雇後第二週目から四週間は特別手当を、その後の二週間は一般手当を支給する。労働者の受取額は、特別手当を受ける場合失業保険給付と合算して手取賃銀の六五%、一般手当を受ける場合は同じく六〇%となるが、実際の支給額及び支給期間は、手取賃銀額、失業保険給付額、勤務年限等

により異なる仕組となつている(組合の要求は五二週手取賃銀の八〇%保障であつた)。

会社は右支払に充てるため総額五五百万ドルの特別基金(GMの場合は一五〇百万ドル)を創設することとし、差当り労働者一人一時間当り五セントの割合でこれに資金を積立て、満額に達した後は総額を維持するための払込みのみを行う。基金残高の積立状況に照らし、手当の支払は協約成立後一年目から行うこととされているが、他方、基金残高が総額の一三%以下となつた場合には手当の支払を二〇%方削減し、四%以下になつた場合には支払を一時停止し、基金残高の回復をまつて支払を再開するものとされている。

ロ、年間賃銀引上……向う三年間各年時間当六セント又は二%の賃銀引上を行う。

ハ、生計費比例賃銀引上……所謂エスカレーター条項による賃銀引上について、

労働統計局生計費指数〇・五ポイント(従来は〇・六ポイント)毎に時間当一セントの引上を行うこととする。

ニ、その他、熟練工賃銀の特別引上、養老年金及び厚生医療費の給付増加、有給休暇及び休日の増加等の実質的給与改善を行う。

ホ、協約期間は三年間とする。

以上新協約によりフォード一四万、GM三二・五万の組合員は実質的に時間当二〇セントの賃銀引上に浴することとなつた(ルーサー談)といわれるが、今回の労働協約において最も注目すべき点は、補充失業手当計画の導入であつて、これにより経営者が解雇労働者に対し失業保険に加えて若干なりとも経済的援助を行う義務を負うという画期的な方式が打出され、ここに賃銀労働者の地位が一段と高められることとなつた。それだけに新協約のもつ効果についてはすでに各方面において論議されており、これが雇用の安定、購買力の増加という結果を齎らす反面、長期的には雇用機会の減少を招来すると評する向もある。しかしながら、最も関心をもたれている点は、そのインフレ的效果及び他産業の労使関係に及ぼす影響である。前者については経済の現状から関係コストの増加分は直接的には多かれ少かれ商品価格の上昇を齎らすとしても、経営の合理化と利潤の縮小によつて賄われる部分も尠くないと考えられ、とくにその効果が消費者物価にまで及ぶという、いわゆる賃銀インフレの形をとることはなかりとみられている。また後者については、組合側の目標も現在自動車部門のビッグ・スリーに限られ、鉄鋼労組においてすら未だこれを要求として掲げていない現状が指摘されているが、過去における年金制ないしエスカレーター条項等の例に鑑み、本制度もまた大量生産産業、基礎産業をはじめとして漸次一般化するものとし、これに伴い中小企業の経営難と合同への動きは一段と促進されようとする向もある。

なお補充失業手当計画については法律上の問題として、旧経営者より何らかの手当を受けた場合保険給付を行わない旨の州法上の規定の改正、ないしは会社の基金払込分の利潤控除に対する連邦税制上の取扱の改正等に若干の問題が残されており、その解決が本計画の発足の条件とされている。

(3) 小麦及び棉花事情

明年産小麦の販売割当実施の可否に関し、各方面注目の裡に二十五日実施された全国農民投票は大方の予想に反し七七・五%の賛成をもつてこれを承認、かくて屈伸価格支持政策を中心とするベンソン農政は漸く軌道に乗ることとなつた。

農民投票の実施に先立ち十一日農務省の発表した明年産小麦の支持率はパリテイの七六%、すなわち現在のパリテイ水準よりすればブツシエル当り一・八一ドルと本年産における八二・五%、二・〇八ドル、五四年産における九〇%、二・二四ドルを大幅に下廻り、十年来の最低水準となるが、これと並んで作付統制水準は五五百万エーカーと本年に引続き法定最低限に据置かれ、五三年における七八百万エーカー、五四年における六二百万エーカーに比し著しく削減されているため、農家所得に対する影響は尠からぬものがあるといわれている。

農務省十日発表にかかる本年産小麦収穫量予想は八四五・二百万ブツシエルと五四年の九六九・八百万ブツシエル、五三年の一、一六五・五百万ブツシエルに比し漸減、十二年来の最低を示し、年間国内消費及び輸出需要(年間約九一一〇億ブツシエル)を下廻ることとなつてはいるが、余剰はなお尠大なるものがあり来月一日の新年度初には一三億ブツシエルとなるうとの推測も行われている。加えて国際小麦市場における需給も来る八月一日(国際小麦年度初)における主要供給国手持量は、約二〇億ブツシエルをこえ、年間輸入需要七一八億ブツシエルを大きく上廻っていることもあつてベンソン農政の目指す輸出市場の拡大も容易ならぬものがあり、国際小麦協定(明年七月末をもつて期限満了)の将来とも併せ、米國小麦余剰対策の今後に関心が集まつている。

また棉花については年度末をあと一月に控えて二十八日までの本年度輸出累計は三・四百万俵と前年同期の三・五百万俵を下廻り、作付統制による減収(本年度産一三・六百万俵、前年度産一六・四百万俵)にも拘わらず八月初の新年度への繰越高は一〇・七百万俵と前年同期の九・七百万俵より更に増加するものと予想され、余剰対策が一段と注目されている。

明年度産棉花の収穫予想については来月初農務省の第一回公式予想が発表される予定であるが、一部民間の推定によれば、本年度よりも更に下廻り約一二百万俵前後とみられているものの、国内消費及び輸出需要の予想を勘案すれば在庫事

情の好転を期待しえないようである。更に国際的にも棉花の過剰状態が続いている（在庫推移五三年八月一五・五百万俵、五四年八月一八・四百万俵、五五年八月一九・二百万俵）のみならず米国における支持価格制度の結果、インド、ブラジル、エジプト等米国以外の諸国における棉花生産が増加すると共に、輸入需要も米棉より他国産棉花に切替えられる傾向を示している。

棉花余剰対策として現在論議されているものには輸出補助金制度の導入、或は商品金融会社保有棉花の国際価格による放出等があるが、政府では五月下旬棉花輸出政策に関する諮問委員会を設け農民、紡績、輸出の各業界代表を集めて、これらの諸対策に関し検討を急いでおり、その動向が注目されている。

#### (4) その他

##### 1 互恵通商協定法成立

互恵通商協定法(クーパー法案)は年初来半年に及ぶ審議の末二十一日漸く大統領の署名をえて正式に成立した。右により同法は一九五八年六月三十日まで三年間延長され、この間大統領は新たに年間五%計一五%の関税引下権限を与えられることとなり、国務省ではこれに基き明年早々多角的関税交渉を行うべく準備を開始したといわれる。審議の過程における保護的修正についてはクーパー下院議員等自由貿易派の不满が残されている反面、保護貿易派の間には早くも関税引下反対、エスケープ・クローズ発動要求等の動きがみられてると報ぜられている。

##### 2 税関手続簡素化法案の下院通過

米国における複雑な税関手続は現在各国の対米輸出の主要障碍の一つといわれ、その簡素化は現政府の対外経済政策中でも重要なものに数えられているが、二十三日下院は税関手続簡素化法案を可決、上院に送付した。同法案における主要改正項目は関税賦課のための輸入品評価基準について外国価格及び輸出価格の両者の参照を必要とする現行手続を簡素化し、これを輸出価格一本建にすることであるが、これについては過去三回に亘り、下院通過の後上院財政委員会において掘り潰されており、また、かかる簡素化が実質的な関税引下になるとの保護派議員の反対も強く、その成否についてはなお樂觀を許さない模様である。

##### 3 対外活動本部解体と国際協力局発足

大統領はかねてジョン・ホリスター氏を国際協力局(ICA)長官として指名、上院に対し、その承認を求めていたが、十五日同院は同氏の就任を承認した。ICAはFOAが従来行ってきた業務のうち軍事関係以外の業務を継承するものとして国務省内に設置されたものであつて、来月一日より正式に発足する。これに先立ちFOAは本月末その法的存続期間を満了して解体された。

##### 4 米国海外金融会社(AOFC)の発足

かねて設立準備が進められていた米国海外金融会社(American Overseas Finance Corporation—AOFC)はこのほど株式の引受、役員を選任等をして輸出業者に対する民間中期信用機関として近く業務を開始する運びとなつた。

右は昨年九月の連邦準備制度理事会規程Kの改正(いわゆるエッジ・コーポレーションの機能拡大に関するもの)に基き設立せられたもので、資本金はオーブン・エンド方式の下に取敢す二〇百万ドルとし、うち普通株一〇百万ドルはすでにチエーズ・マンハッタン・バンク、ケミカル・コーン・エクステンション・バンク・オブ・ニューヨーク、ファースト・ナショナル・バンク・オブ・ポストン、メロン・ナショナル・バンク・&・トラスト・カンパニー・オブ・ピッツバーグ、ナショナル・バンク・オブ・デトロイトの五行によつて引受が確定、更に年間に同額の優先株を発行する予定とされている。役員としては取締役会長にチエーズ・マンハッタン・バンク、ジョン・J・マックロイ会長が選任され、頭取にはノーバート・A・ボグダン氏が決定した。

AOFCの融資は資本財輸出を対象とした中期信用(五年以下といわれる)とされているが、具体的には個々の輸出について輸入業者が取引価格の二〇%の即時払を行うとともに残余八〇%について手形を振出し、輸出業者がこれにより、AOFCからその七五%(取引価格の六〇%)まで融資を受けることとなるものであつて、輸出入銀行は本制度助長のためにAOFCの融資分に対しその三分の一(取引価格の二〇%)につき保証を行うと伝えられている。

##### (四) カナダ反ダンピング法を強化

最近カナダでは貿易保護の見地からその輸入政策に関して慎重検討中と報ぜら

れる。その主な動きとして次のものが挙げられる。

1 反ダンピング法の強化

これは海外からの輸入品であつて、(イ)輸出国政府による輸出補助があるもの、(ロ)輸出国の国内コストを下廻る価格で輸出されるもの、(ハ)他国の輸出補助を受けないしは贈与により取得した原料からの製品に対して輸入相殺関税を賦課するものである。

2 関税目的のため政府に対し輸入価格評価権限の附与

これは輸入品にして価格評価に際して妥当な基準が得られないか或いは適用不可能な場合、政府をして「人為的」に評価せしめるものであり、嘗てガットの精神に反するものとして一九四八年には関税法から削除された経緯があるが、今般これを復活せんとするものである。

この様なカナダの動きの背景には最近米国上院が板紙の現行関税表上の分類基準を「紙製品」から「木材製品」に変更(一日)(これにより関税率は従来の七・五%から一六・五%となる)したこと、互恵通商協定法延長に際して、国家安全保障の見地からする輸入抑制措置が可決されたこと(将来カナダの対米輸出品たるべき金属類、石油についての適用如何の問題がある)、米国の余剰農産物処理計画の実施(特に小麦に関してはカナダと競争する)等米国の通商政策の動向に対するある種の不信が指摘され、板紙の問題については既にスエーデン、フィンランドと共にカナダは米国政府に抗議を提出済である。また反ダンピング防止法については過去において英本国がニュージーランドから輸入したチーズの国内市場で処分不能となつたものをカナダに廉価輸出せんとする動きありとするのが理由の一つとして挙げられている。

なお先般のジュネーブにおける関税交渉会議での対米関税交渉の結果カナダは ethylene glycol 罐詰果実類に対する関税の引上、即ち前者については現行無税に対して新たに一〇%関税賦課 (mixed or blended glycol については現行二〇%から一〇%へ、 finished anti-freeze については現行二〇%から一五%に引下げ)、後者については現行一ポンド当り二セントから二セントに引上げ(罐詰桃に対する関税は英連邦諸国からの分は現行一ポンド当り二セントより一・五

セントへ、米国その他からの分は現行一ポンド当り二・五セントから二セントへ、何れも引下げ、メロンに対する現行一ポンド当り二セントは全面的に廃止することとなつた(六月四日実施)外、カナダは化学品製造用コバルト塩、鉛筆用黒鉛、鉄鉄、アルミニウム合金、七面鳥(内臓を摘出したもの)について米国の関税譲許を得た。

因みに本年初来のカナダ貿易は次表の通りである。

(単位 千ドル)

		一 一 四 月		前 年 同 期	
輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入
米 国	英 国	一、三〇八、三〇〇	一、一六四、四〇〇	七七三、八〇〇	七一九、〇〇〇
差 内	差 内	二五五、六〇〇	一七五、四〇〇	一、三七三、六〇〇	一、二七四、三〇〇
引 米	引 米	一、〇三一、二〇〇	九四五、八〇〇	一一九、二〇〇	一一三、五〇〇
英 国	英 国	六五、三〇〇	一〇九、九〇〇	二五七、四〇〇	二二六、八〇〇
英 国	英 国	一三六、四〇〇	五一、九〇〇		

△印入超

四、西欧諸国

(一) 欧州決済同盟(EPU)の期限延長

EPUの存続期限は六月末までであつたが、六月十、十一両日のOECE理事會においてその存続と規約の改正に關し次の如く意見の一致を見た。

- (1) 従来の儘で七月末まで延長し、この間にEPU運営委員会は交換性回復後に設置すべき欧州基金及び多角決済方式の具体案を作成する。これが加盟各国の承認を得られたときはEPUの存続期間を明年六月末まで延長する。
- (2) 八月以降は金ドル決済の比率を従来の五〇%から七五%に引上げ、クレジツト決済の比率を五〇%から二五%に引下げる。
- (3) クォータの五〇%以上を占める加盟国が交換性の回復を図りEPUを廃止せ

んとするときは存続期間内でもEPUは廃止される。(従来は期限終了時にはこれが可能であったが、存続期間内においては加盟国全部の賛成がなければ廃止できなかった)

(4) OEEC諸国内の貿易自由化の方針は交換性回復後も継続する。

交換性回復後の為替決済方法については英国が屈伸レートを採用を期待し、またEPUの如き多角決済方式の必要を認めていなかったのに対し、西ドイツ、フランス等大陸諸国は固定レート及び多角決済方式の存続を望んで両者対立していたが、オランダの妥協案により、短期のクレジットを与える欧州基金の設置の外、予め変動の幅を定めたレートで定期的な決済を行う多角決済方式(一〇〇%金ドル決済で、各国が決済資金を予め預託する)を暫定的に存続せしめることに了解がつき、その具体案を作成することになったものである。また交換性回復後の為替レート等に関する問題討議のために委員会を設置することも決定した。

金ドル準備の増減

前年同月中	一—六月中	六—月中	米 国 援 助	対 E P U	対EPU以外地域	EPU債務返済	計	月 末 残 高
(+) 七八	(+) 九四	(+) 一〇三	(+) 五五	(-) 二六(註)	(-) 二	(-) 八二	(-) 四九九	二、六八〇 三、〇一七
(+) 六六	(+) 五五	(+) 一五	(-) 二二	(-) 一四	(-) 二	(-) 八二	(-) 四九九	

(註) カナダに対する借款返済八百万ドルを含む。

ニューヨーク市場におけるポンド現物相場は六月二十四日二・七八一ドルまで低落、その後稍々回復し月末には二・七八一ドルとなったが、前月末に比してなお一セント下廻つてゐる。また振替可能ポンドも月中一セント低下して二・七六三ドルとなったが、証券ポンドのみは米国投資家による英国株式の購入増加を反映して月中一セント上昇し二・七七二—二・七八ドルを示すに至つた。現物相場軟調の原因としては①穀物の米国、カナダよりの買付が昨年の英国及び西欧大陸の不作の影響もあつて例年より早く開始されたこと、②港湾スト

EPU運営委員会の作成する具体案についてなお意見の対立が生ずることも予測されないではないが、EPUの一年延長がそれによつて否決されることはないものと見られてゐる。パトラー蔵相が理事会において「交換性回復の期末だ熟せぬ」と述べた如く、交換性回復が早急に実現されるとは見られていないが、金ドル決済比率の引上げ、交換性回復の際の具体的な計画の討議等により、その実現に向つての努力が着々進められてゐることは注目すべき処である。

(二) 英国—ポンド相場の軟調と金融情勢

金ドル準備は左の如く六月中六百万ドル減少して月末残高は二、六八〇百万ドルとなつた。また月中の対EPU収支(七月決済)は六カ月振りに赤字に転じ二〇百万ドルの赤字を示した。金ドル準備はカナダに対する借款の返済を除けば僅かながら増加を示した処であり、月中のポンド相場の軟調から予想されたより遙かに少い減少に止つた。

(単位 百万ドル)

の影響によつて貿易収支が悪化しつつあること、③当局が積極的に買支えをしなかつたこと及び④米国の為替専門雑誌に英国が交換性回復と同時にポンド為替レートの変動の幅を拡げ、その結果ポンド相場の低下を見ろという予測記事が掲載され、これがポンド切下げの噂を流布せしめたこと等の事情があげられる。金ドル準備の減少が少額に止つたことから見て、これ等の要因の内ポンド切下げの噂の心理的影響がかなり大きかつたものと見られる。なお為替平衡勘定当局は公認市場における買支えを行なかつた許りでなく、振替可能ポンドに対するソ

連、中近東等よりの需要増加に応じて売操作をして金ドルを獲得したと伝えられているが、かかる事情も金ドル準備の減少を食止める要因となつたものと見られる。

ポンド切下げの噂については議会で問題となつたが、ボイル大蔵次官 (Sir Edward Boyle) は政府に切下げの意図のないこと及び交換性回復の条件が未だ達成されていないことを明かにした。交換性回復の問題は英国の国際収支が順調であるときだけでなく、その悪化を見つゝあるときにも実現すべきであるという意見がシテイの一部にあり、その何れの場合にも屈伸レート採用の臆測が附随するが、前者の場合にはレートの上昇(昨年五月におけるホット・マネー流入の原因となつた)、後者の場合はレートの下降(今回の例)の予測が行われる。併し国際収支が悪化しているときに、為替レートの切下げを屈伸レート制度で行い、それと同時に交換性回復を行うという一部の見解は政府当局として到底採用し得ないものと見られ、今回の噂は政府当局の言明どおり全く根拠薄弱なものとするべきであろう。唯今後も港湾ストの影響、穀物買付の増加、スターリング地域の季節的収入の減少等もあつて相場場の早急な立直りは見込めず、また振替可能ポンド相場とアメリカ勘定ポンド相場が接近した現在両勘定を如何に取扱つていくか(統合すれば交換性回復となる)という問題もあり、先行ポンド相場の成行は注目を要する処である。

六月九日総選挙後の新議会の開院式が行われ、イーデン内閣の施政方針が女王の演説の中で示されたが、新政府は従来の経済政策、即ち完全雇傭の維持、国際収支の改善、為替、貿易自由化の政策を堅持することを明かにした。今議会で提出される法案の中では反ダンピング税、輸出補助金に対抗すべき相殺関税の法案が注目される。また政府の当面する労働問題については労使の協力を要請し、従業員に対する株式の分配等労使の利潤分配を奨励し、そのための税法上の優遇措置を講ずることを明かにした。

なお前月末来の鉄道機関士のストは労使双方が労働大臣の任命する仲裁者の調停に服する了解が成立、十四日終了するに至つたが、港湾ストはスト開始以来、四十三日目の七月四日に至つて沖仲仕・港湾労働者組合の要求が容れられない儘

に終了した。政府は鉄道スト終了に伴つて二十一日緊急事態宣言の解除を行つた。鉄道ストの生産、雇傭等への影響は、輸送能力が平常時の五分の一程度に落ちたとは云え重要物資の貨車輸送に全力を注いだこと及びトラック輸送が円滑に行われたこと等の事情から比較的軽微に止つたといわれる。また港湾ストの影響は未だ六月の貿易統計が発表されないために明かでないが、かなり輸出貿易を阻害し、ポンド相場を軟化せしめる一因となつたものと認められる。

生産、物価、貿易の計数は五月までしか判明していないが、鋳工業生産は前年同期を四%上廻つており、物価は横這いに推移、貿易は左の如く改善の跡を見せられている。即ち輸入の減少から五月の入超額は四月に比して半減するに至り、五月の平均輸入額を第一・四半期の月平均輸入額に比較すると食糧は一七%、原料は五%の減少で総額では九%の減少であり、ドル地域よりの輸入は三八万ポンドから二八万ポンドに減じた。この様に基調として好転を示して来た貿易収支が六月には港湾ストの影響から再び悪化に転じたものと見られている。

英国の貿易収支

(単位 百万ポンド)

月	輸出 (f o b)		輸入 (c i f)		入 超	
	本年	昨年	本年	昨年	本年	昨年
一―五月	一、二六四・四	一、一七二・五	一、六一二・四	一、三〇四・五	三三七・〇	二二二・〇
四 月	二五七・〇	二二二・〇	二九〇・三	二八〇・五	六五・〇	五二・五
五 月	二五七・七	二二二・二	二九〇・三	二八〇・五	六五・〇	五二・五

バター蔵相は六月十六日下院における答弁で、賃銀の上昇とストライキによるインフレの危険を指摘するとともに、二月に採つた金融引締め措置が充分な成果を収めていないとし、特に銀行の貸出の増加には満足できないと述べたが、ロンドン手形交換加盟銀行の貸付残高は左の如く、五月にも三六百万ポンドを増加して、年初来の増加額は二〇六百万ポンドに上つた。預金の減少、有価証券の減少等金融引締め政策の効果も認められるが、貸付の増加という点で効果が不十分と認められている。

ロンドン手形交換加盟銀行主要勘定の推移 (単位 百万ポンド)

	一九五四年	同 年	一九五五年	同 年	同 年
	五月	十二月	三月	四月	五月
預 金	六、三三五	六、九四一	六、四〇二	六、三八一	六、三六一
貸 付	一、七九三	一、八九七	二、〇二四	二、〇六八	二、一〇四
有 価 証 券	二、三〇五	二、三五三	二、二八一	二、二一七	二、一四一
大 蔵 省 証 券	一、〇三四	一、一九九	八四九	八六五	八九四
(流動比率)	三三・九%	三四・三%	三〇・〇%	三〇・五%	三〇・六%

ロンドン手形交換加盟銀行協会は会長及び副会長の名において銀行が政府の方針に従って貸出の審査を一層厳重にすること及びこれに対し顧客の協力を要請する旨の書簡をタイムズ紙上(六月三十日)に掲載した。この様な措置は一九五一年十二月以来のことで、金融引締政策の徹底化を期したものと見ることが出来る。

貸出増加の原因としては国有企業が証券市場の停滞から起債困難であるにも拘らずその投資計画を改めず、そのため国有企業の銀行借入が増加していること及び中小企業がその事業資金を圧縮していないこと等があげられており、今後銀行が貸出を減少せしめるにはこれらの投資計画を圧縮せしめる必要があるとされ、ロイ・ハロッドはフィナンシャル・タイムズ紙上(六月二十四日)で国有企業の投資削減で輸出促進を図るべきことを主張している。なお国債、社債市場の不振とは対照的に、株価が企業利潤の見透し良好から上昇を示して来たのが今後右措置の影響を如何に受けるかは銀行貸出にも関連があり注目される。

(三) フランス——貿易動向と経済拡張政策の推進

最近のフランスの対外貿易収支は著しい好転を示しており、輸出の対輸入比率は一九五二年の六六%から五三年八一%、五四年八七%、本年一—五月は九一%に高まっている。税関の発表によれば年初来五月迄の輸出は前年同期を二七%、金額で約一兆フラン上廻っており、一方輸入は同期間に前年比六・五%三一五億フランの増加に止り、結局この間の貿易収支の赤字は前年の一、一四三億フランから今年は一億フランへと大幅に減少した。

然し乍らこれを通貨地域別に見ると、ドル地域貿易については同期間に輸入増加(前年比一四八億フラン)が輸出増加(同五一億フラン)を上廻っており、収支尻

は三七四億フランの赤字(前年同期二七七億フラン)となつて居る。従つて最近の貿易収支の改善は主として、輸出の五割以上を占めるOEEC地域への輸出増加によるものであるが、これは最近のフランスの輸出力増加が主に農産物にあつたことからドル地域に比しOEEC地域に伸び易かつたこと、及びOEEC地域諸国の輸入自由化推進とこれに対するフランス自身の自由化率の低水準及び輸入補償税等による輸入抑制措置等によるものと見られ、ドル地域貿易の逆調はフラン蔵相が「フランス経済の一つの暗影」と語つた如く、今後の問題となつて居る。

一方OEEC地域貿易の好調に対しては先月試験的に六月二十五日迄期限付で実施した輸出附帯費用勘定のドルへの裁定を認める暫定措置をなお自分そのまま延長することとした外、かねてOEEC理事会から廃止を要望されている特別臨時輸入補償税の中、一部商品についてはこれを撤廃ないしは軽減(鉄管・鋼管・機関車・木材・特定の化学製品および繊維原料等については撤廃、紙及び厚紙は従来一五%を七%、鉄板・銅板・銅線は一%を七%、工業薬品は一五%を一〇%に夫々軽減等)する措置を二十三日発表した。また六月九、十両日開催されたOEEC理事会においてEPUは原則として延長されることとなつたが、フランスは一部の国の交換性回復によりEPUが解散される場合には欧州基金の設立と共にEPUに代る多角決済機構を新設する必要を強調、OEEC事務局は右に關し具体的研究を進めることとなつた。

政府筋の発表によれば四月の税制改革による物価への影響(食料品等に対する附加価値税軽減税率新設により罐詰類五—六%、砂糖・バター五%、麵類・チーズ・馬鈴薯・チョコレート四%、落花生油三・五%、洗濯石鹼五・五%、ガス七%低落、附加価値税一般税率引上げに伴い靴〇・五%、既製服〇・四%、作業服〇・一%微騰)は六月から現われ、全般的には引下効果があるものとされていたが、六月の物価は前月季節的に騰貴した食料品の反落もあつて、卸小売共かなりの低落を示した。

起債市場も引続き活況を呈し、六月十五日発行のフランス石炭債券(六分利付・十五年債)は石炭企業の重要性に鑑み免税と政府保証の特典が与えられている外、発行後間もなく証券市場に上場され所有者は何時でも現金化することが出

来るといふ好条件(一般社債は数年の保有期間の定めがありその期間は市場に上場されない)を附したため一般の好評を博し、発行後三日で一五〇億フランの応募を記録した。また先月発行された貯蓄国債(五分利付、五年債)も六月十一日発行後四週間で二七六億フランを消化して締切つたが、一昨年八月には同種国債が八週を要して二〇〇億フランの消化に止つたのに比すればフランへの信頼が高まつた結果と見られる。

五月の鉱工業生産指数は一七三(暫定)と従来の最高を記録、今後も引続き好調を辿るものと期待されている。前月長期経済計画に関する政令の公布、第二次モネプランの決定が行われたが二十三日経済拡張指導委員会(Comite National d'Orientation Economique)は今後の拡張政策推進の指針に関し、初の研究結果を発表し、長期的経済拡張を可能ならしめる為には現在のフランス経済の地域的不均衡に鑑み、後進地区の資源と労働力を最も効率的に利用し得るよう地方産業の振興を計る必要がある、更に各地方の産業構造に適合した現在企業の分

最近の物価生産並びに雇傭状況

	四 月	五 月	六 月	前 年 六 月
卸売物価指数(一九四九年=一〇〇)	一三四・八	一三七・〇	一三三・二	一三四・八
小売物価指数(一九四九年=一〇〇)	一四四・八	一四五・六	一四四・七	一四三・八
鉱工業生産指数(一九三八年=一〇〇)	一六九・〇	一七三・〇	一七三・〇	一五八・〇
失業保険受給者数(単位=千人)	六七・二	六二・二	五六・九	六一・七

五月の地域別貿易収支

(単位 百万フラン)

	ドル 地 域	ポ ン ド 地 域	O E C 地 域 (除ポンド地域)	其 他	合 計
輸 入	一五、八八一	三五、一三一	三七、三九六	一五、一〇一	一〇三、五〇九
(前 年 同 月)	(一、二、五五〇)	(三三、二〇〇)	(二八、四三九)	(一九、五八八)	(九三、七二七)
輸 出	八、九七一	一四、七〇八	五〇、八七六	二一、二〇七	九五、七六二
(前 年 同 月)	(八、三一六)	(一、一、八一八)	(三八、五四六)	(一五、一五二)	(七三、三三二)
入 出 超	(-) 六、九一〇	(-) 二〇、四二三	一三、四八〇	六、一〇六	(-) 七七四七
(前 年 同 月)	(-) 四、二三四	(-) 二一、三八二	(-) 二〇、一〇七	(-) 四、四三六	(-) 二〇、三九五

散、新配置を行うこと、また産業部門別小委員会は各産業部門別に拡張の可能性につき研究した結果、化学・電気・機械・建築部門が最も大きな可能性を有し特に化学工業は今後の大ないし八年間に生産を倍増し得ること等を政府に答申した。これに伴い政府は右委員会の意見を参考として地方開発基金の設置、特定地域における新規設立企業、分散移転企業に対する奨励金制度、免税措置等一連の地方経済開発計画を立案中と伝えられている。

フランスにおける企業再編計画は既に昨年マンデス・フランスの新経済政策以来進められて来たが、最近における拡張政策は単なる個々の企業の再編、合理化等による生産性向上政策に止らず、経済地理的見地から全国的な開発と、合理的産業配置を行う外、学校の地方分散による人口分布の変更等極めて広範な政策によつて長期的経済拡張を可能ならしめようとする新しい方向を示し、既にローヌ谿谷における原子力関係施設の設立、ピレネー地方の石油、天然ガス、南仏の電力開発等地方開発も進められている。

最近の対EPUポジション (単位 百万ドル)

	四 月	五 月	六 月
通常取引による対EPU 債権債務	(+) 一〇・八	(+) 八・二	(+) * 二一・七
通常取引による月中ポジ ション移動	〇	〇	〇
長期債内入に伴うポジ ション移動	(+) 四・一	(+) 四・二	(+) 四・一
月末累積債務	(-) 三〇五・九	(-) 三〇一・八	(-) 二九七・七

(註) \* EPUからのクレジット供与額に対する利子支払二・六百万ドルを含む。

(四) 西ドイツ——資本市場の動向・為替管理の緩和・一般経済状況

(1) 資本市場の動向  
資本市場育成法が失効し自由なる長期資本獲得の場として資本市場が新発足を遂げてから既に半年を経たが、この間の成果は一般の期待を上廻るものとして歓迎されている。即ち今月経済省はドイツ抵当権銀行 (Deutsche Pfandbriefanstalt in Wiesbaden) 及びバイエル合同銀行 (Bayerische Vereinsbank) に対して表面利率五・五%、発行相場九五の抵当債券及自治体債券 (Kommunalobligation) 五〇百万マルクの発行を承認した。年初来資本市場金利が引続き低下の傾向を見せ一般発行者の期待 (表面利率六% 発行相場九四—九五) すら上廻る好条件で起債する者が現れたことは銀行筋、長期資本需要者双方から好感されており、資本市場金利低下の傾向を更に助長するため政府関係の起債を極力抑えることが要望されている。政府は資本市場の金利低下を利用して新規起債を行わんとしており、本年中の起債予定額は負担平衡基金公債 (Lastenausgleichsan-

通貨改革以後の長期証券消化高

年次	摘要	抵当債券	公共債券	特殊機関 債務証券	工業債券	その他 債務証券	政府債券	確定利付 債券合計	株 式	總 合 計
一九四八下期		六・三	一一・三	—	一〇〇・〇	—	—	一八・六	〇・五	一九・一
一九四九年		二〇一・一	三三三・〇	一九・九	九五・七	—	四二〇・四	七七〇・一	四一・三	八一・四

(資料) レンダー・バンク五五年報、単位 百万マルク)

lein)、連邦運輸債、連邦郵便債、西ベルリン市債等一〇億マルク (一九五四年中全長期債消化額は五一億マルク) に及んでいるが、発行金融機関筋は現在の資本市場の状況を①昨年度の起債額が資本市場育成法の失効を控えて異状に大きく債券消化額が資金需要額を上廻る傾があつたこと及び②今年になつて育成法失効後の混乱を避けるため発行機関の申合せに依り新規起債が人為的に抑えられたことに依る異状現象であるとして政府の善処を要望している。大多数の金融機関は未だ五・五%債消化に必ずしも自信がなく当分六%債発行を行う意向を示しているが、政府は五・五%債の額面発行を理想とし、七月中旬に予定されている負担平衡基金公債二五〇百万マルク (現在負担平衡銀行がシンデケート銀行団を募集中、内二億マルクは商業銀行、五〇百万マルクは貯蓄銀行を予定) は表面利率五・五%、発行相場九七が予定されている。

なお従来株式の新規発行は配当寡少に加え (一九五四年上場六七六銘柄中無配一九八、平均配当率四・七七%、平均利廻二・六三%)、資本市場育成法の優遇が確定利付証券に偏つていたこともあつて全く振わず (次表参照)、企業合理化資金調達上一大隘路となつていたが、昨年下半年より企業合同・新株引受期待もあつて相場も上昇し (上場四六二株平均相場は額面一〇〇に対し、五三年末九七、五四年末一六七)、本年に入つても依然好調を持続、フランクフルト取引所の株価指数は昨年末の六〇〇 (一九四八年一〇〇) から今月央には七五八に上昇、上中期の新株発行高も八億マルクと昨年一年の発行高 (五億マルク) を上廻り、本年中の発行高は一三—四億マルクに達するものと見られ、前記の確定利付証券の金利低下の傾向はこの状態に更に拍車をかけるものとして大きな期待が寄せられている。なお参考迄に通貨改革後の債券、株式の消化状況につき附言すれば次表の如くである。

一九五〇年	二一〇・七	九九・二	九六・二	五三三・二	〇・一	二一七・一	六七六・五	五一・二	七二七・七
一九五一年	四六八・〇	一五八・九	一・九	六一・七	—	五六・九	七四七・四	一六四・七	九二二・一
一九五二年	六二八・一	一六一・三	一一九・八	一三〇・三	—	四一八・二	一、五五七・七	二五九・三	一、八一七・〇
一九五三年	一、〇四三・四	四二九・四	二二四・六	三九六・二	三三三・八	七八六・五	二、九一三・九	二六八・七	三、一八二・六
一九五四年	二、一三三・八	一、〇〇一・四	二六四・九	七九一・五	四・二	四〇五・二	四、九〇七・〇	四五三・〇	五、一五九・〇

(2) 為替管理(外国人の資本取引に対する制限)の緩和

レンダー・バンクは本月外国人所有にかかるドイツ証券の取扱(Allgemeine Genehmigung Nr. 37/55)及び自由資本勘定(liberalisiertes Kapitalkonto)の投資制限(4. Neufassung der Allgemeine Genehmigung Nr. 42/50)を緩和した。即ち従来外国人所有のドイツ有価証券については①元本及び果実の権利者の住居地への振替及び国内金融機関における自由資本勘定への振込(Allgemeine Genehmigung Nr. 32/50)②所有有価証券の取引所における売却及びその代金の自由資本勘定並びに制限付交換マルク勘定への振込(Allgemeine Genehmigung Nr. 44/50. u. 69/54)③海外所在証券の国内金融機関への送附寄託(Allgemeine Genehmigung Nr. 61/51)が認められていたが、今回新たにドイツ国内にある外国人所有の有価証券を金融機関を通じて海外に送附し、国内において寄託金融機関を変更又は他の外国人名義に寄託替を為し得ることとなった。レンダー・バンクの調査に依ればドイツの金融機関に寄託されている外国人所有の有価証券は本年四月一日現在株式及び確定利付証券合計一四億マルク(海外に所在する未詳のものを含む)一五億マルクと推定される。内株式一二億マルク、未上場分二五%を控除してドイツにおいて扱われている株式の八%に当る)であつてスイス人所有の三二〇百万マルクを首位として米人及びベルギー・オランダ人所有のものがこれに次ぎ、証券の種類では鉄鋼・電気・化学・銀行株が多い。この措置は外国人のドイツ証券に対する信頼を高め、国外証券市場と国内証券市場との間の関係を緊密化することに依り証券市場の振興に有意義なものとされているが、証券購入は自由資本勘定を使用しなければならぬ——レンダー・バンクは現状においてこの制限を残置することが必要であるとの見解を持っている——ため大幅な市場刺激の効果は期待薄とされている。また自由資本勘

定の使用緩和措置は従来土地・取引所上場証券の取得、外国人所有地における住宅建築代金の支払・利率四・五%、期間五年内の貸付等への使用が認められていた同勘定の使途を拡大し、年五〇〇千マルクを限りドイツの企業への参加——参加は証券に化体していることを要しない——を認めたものであつてこの措置に依り自由資本勘定の使用に対する実質的制限は殆んど消滅したことになる。なお五〇〇千マルクを越える投資については従来同様個別許可を必要とする。

(3) 経済概況

国内経済は依然堅実に上伸、五月の生産指数は二〇八と戦後最高を記録、失業は五三一人と戦後の最低を記録すると共に、先月若干の赤字を記録した貿易も対前月比輸入五%減に対し輸出は八%増と結局二五一百万マルクの出超となり一方物価は若干下押し気味に推移している。経済の将来を支配するものとして注目されている再軍備も未だ現実化しておらず、志願兵法、役務法案(Bundesleistschutzgesetz)防衛目的、非常事態、条約義務等の履行のため必要な場合土地取用、必需品入手、加工、輸送その他の役務命令を発する権限を政府に賦与するもの)の審議等準備的措置が執られているにすぎないが、軍事支出増加に伴う経済の先行については終戦以来西ドイツの負担して来た占領費が五五〇億マルクに達したことが指摘されており、今月予算の下院通過に依り確定した九〇億マルク程度の軍事費では当面さしたる悪影響を伴わないものと見られてはいるものの、今後の問題として労働力の不足ともからんで合理化の必要が強調されている。今月行われたソ連のアデナウアー招請及び貿易正常化の呼掛けは一般に歓迎はされているものの、現在の西欧並びに西独対ソ連の貿易量(昨年度のソ連・西欧の貿易額は一六億マルクでドイツ・ベルギー間貿易に相当し、対ドイツ貿易量は僅かに輸出五三百万マルク、輸入九三百万マルクである)及びソ連の輸出可能

商品並びにパートナーを原則とする同国の貿易政策に鑑み大きな期待はもてないものとされているが、アデナウアー招請の報を容れて所謂東独証券 (Ost-Werte) (註)の価格が上昇、相場上昇は三〇%から五〇%に及んだことが注目される。この上昇は東西ドイツの合併は直ちに望み難いとしても両国間に何等かの融和措置が執られるであろうとの一般の期待を反映したものとされているが、目下国営企業となつてゐる東独所在二〇〇工場の資産内容から見て過当の上昇であるとの警戒論が強い。

(註) 所謂東独証券には現在西独にある会社と同系会社たる東独会社の証券 (例・I・G・ファルケン・Gemischte Wert) 東独にのみ存在する会社の証券 (Mitteldeutsche Wert) 並びにオーデル・ナイゼ地域にのみ存在する会社の証券 (Oder-Neisse Wert) の三種があり目下相場上昇を示しているものは前二者である。

なお今月旧ドイツ銀行承継銀行 (南ドイツ銀行、ライン・ウエスト・ファールン銀行、北ドイツ銀行) が昨年十月のアデナウアー・マンデス・フランス会談に基きザール信用銀行 (Saarländische Kredit Bank) の増資一億フランを引受けることとなつたこと並びにドイツ・トルコ協定に基づく二二五百万マルクの輸出に対して復興金融庫から為替銀行を通じ期間四年、金利七・二五%、貸付限度インヴォイス金額の七〇%の長期輸出信用が供与されることになつたことが注目される。

#### (五) スイス——預金支払準備制度の実施

スイス国立銀行と同国市中銀行 (スイスにおける銀行勘定総額の九〇%を占める資産総額五〇百万フラン以上の入行) との間の紳士協定により、本年六月十五日以降差当り一年間、市中金融機関の要求預金総額に対し商業銀行は三・五%、不動産銀行は二・五%相当額をスイス国立銀行に預入することとなつた。本措置に依り棚上げされる資金量は二五〇—二八〇百万フラン (流通銀行券の五%) に達するものと言われており、スイス国立銀行及び参加銀行が本制度の必要を認めずと判断した場合は前記期限内でもこれを廃止出来ることになつてゐる。

同国においては戦後における国民所得の増加と外資流入とに依り資本過剰の状

況にあり目下インフレ的傾向は認められないものの、投資対象の乏しい同国にあつては資金需給の僅な不均衡が経済の動揺を齎す懼なしとせず、予ねてスイス国立銀行当局は過剰流動信用の収縮を意図しており、また大蔵大臣も経済界の動揺に対する緩衝資金としてのレザーブの必要を強調していた折柄今般の措置はかかる意図を前進せしめたものとして一般に好感を以て迎えられてゐる模様である。

#### 五、ソ連——生産性向上と東西貿易

ソ連は本年をもつて第五次五カ年計画を終了し、明一九五六年からは第六次五カ年計画が開始される予定である。すでにソ連の工業生産は一九五四年において前年に比し一三%、一九五〇年に比し六五%とそれぞれ上昇し、また本年の工業生産目標は当初の一九五〇年比七〇%増から一〇%引上げられ、同八〇%と決定されているが、現在これが早期達成を図るべく努めてゐる。右生産目標の早期達成と関連して特に注目されるのは労働生産性の向上であり、去る五月十六日開催された全連邦工業会議においてもブルガーニン首相は「国民経済を發展させるためには生産性の向上が必要であり、この問題は新技術の生産への導入、機械設備の近代化、および生産組織の根本的改善によつてのみ解決できるし、またその場合、重要な役割を演ずるのは機械製作工業である」とその重要性を強調している。

五カ年計画によれば本年の生産性の上昇は一九五〇年に比し五〇%増を見込まれてゐるが、過去四年間 (一九五一年—五四年) の実績は三三%増にすぎずその上昇速度は不十分であり、五カ年計画の目標から立遅れてゐると指摘されている。ある経済部門に至つては生産性目標を遂行しえないため生産計画のみならず、原価引下計画および蓄積計画をも遂行していないと特に木材工業の業績不振があげられてゐる。これが原因としては生産および労働組織の不備、技術利用の不十分な点があげられており、従つてこうした欠陥を除去するためには労働規律を厳格に遵守することはいふまでもなく、生産および労働組織の改善、企業の生産過程に対する指導の強化を図らねばならないとされている。特に最近では生産性向

上および新技術の習得において重要な意義を有するのは社会主義的競争であり、その重要な課題は優秀な業績をあげた企業の経験を広く普及することであると強調されているが、このように現在ソ連で生産性の向上が政策の前面に押出されているのは五カ年計画の早期達成、重工業の発展に基づく全国民経済の発展という国家的要請によることはいままでもないが、昨年開始された未開墾地の開拓、農業増産等の関係により農業面から工業面への労働力の流入がそう多くを期待しえない事情にあるからとされている。

最近における国際情勢はソ連側の譲歩によるオーストリア国家条約の成立、ソ連首脳による国交正常化のためのユーゴ訪問、軍縮問題に関するソ連の新たな提案、四方国巨頭会談の開催(七月十八日)、西独首相のソ連招請等緊張緩和の傾向にあるが、こうした情勢と関連して東西貿易もその拡大への兆が再び見えて来ている。昨年中の東西貿易の動向を見るに、ソ連における一九五三年三月のマレンコフ新政権の登場を契機とする消費財増産措置、その他国民生活水準向上のための諸措置、これに伴うバター、チーズ等の食料品あるいは繊維品を中心とする軽工業品の輸入増大により東西貿易はかなり増大、西欧諸国の対東欧輸出は九七三百万ドルと前年に比し二三%、一方西欧諸国の東欧諸国からの輸入は一、〇三四百万ドルと前年に比し一四%増大して戦後最高の水準に達した。特に注目されるのは米国の対東欧貿易の増大であり、一九五一年以降ほとんど零に等しかつた米国の対東欧輸出は一九五四年において五・九百万ドルに上つた。

しかしながらこうした東西貿易拡大の傾向もソ連における去る二月の政変、これに伴う重工業優先主義への復帰と関連して本年においては逆に減退するのではないかと見られ、また事実ブルガーニン新政権樹立直後ソ連は英国との機械類輸入取引の一部を破棄し、西欧諸国を憂慮せしめたが、最近では先に契約破棄をした機械類の輸入について再び購入希望を表明していると伝えられており、さらには一時中止していたロンドン、スイス等欧州金市場に対する金の売却が去る三月末から四月初旬にかけ再び開始され、その金額はそれほど大きくはないが金二百万ポンド、銀七五〇千ポンドに達したといわれる。ピックス世界通貨情報によればソ連は本年中に欧州金市場で二百万ないし三百万オンスの金を売却する見込で

あると伝えられる。またECCE各分科委員会におけるソ連諸国代表の態度も協調的なものとなり、東西間の経済協力を促進するための兆が現われつつありと見られている。さらに六月十九日のブラウダ紙は「貿易の発展は経済関係強化の重要な一環である」と題してソ連西独間貿易の発展は両国の利益に合致するものであるとその重要性を強調しているが、これは最近におけるソ連の東西貿易に対する態度の一端を示すものとして注目されている。

一方西欧諸国においても国際緊張緩和の傾向と関連して東西間の貿易を緩和しようとする動きが漸次濃化しつつあるやに見られ、特に米国の態度が注目を惹いている。すなわち米大統領は去る五月十八日の記者会見で東西間の緊張緩和に際して対共産圏禁輸措置の緩和を示唆し、またジョージ米上院外交委員長は日本は伝統的な市場に進出すべきであると説明(十一日)、さらにリチャーズ米下院外交委員長も米国は対共産圏諸国貿易を過度に制限してきたことを指摘するとともに東西貿易制限緩和について重要声明を行つた(十二日)。来る七月開催予定の巨頭会談においても東西貿易の問題がとり上げられることが予想されており、さらに今秋東西貿易促進に関する一連の会議が開催を予定されており、ECCE報告は本年の貿易は前年に比し増大する可能性があることを指摘している。

## 六、アジア諸国

### (一) 一般情勢

東南アジア諸国の政府最高責任者がこれ程多く諸外国を時期を同じうして訪問したことは稀有のことである。すなわちインドのネル首相はソ連を、ビルマのウ・ヌー首相はユーゴを、インドネシアのサストロアミジヨ首相は中共をそれぞれ訪問し、またピンタイイ国首相は米國及び欧州諸国を歴訪して帰国した。アジアにおいて中立的態度を持している前記インド、ビルマおよびインドネシア三国の首相がそれぞれ共産圏諸国を訪れたことは、これらのアジア諸国が台湾問題をも含む国際政局の緊張緩和と共産圏諸国との経済交流を促進せんとする意図によるものと認められるものであり、それぞれの政府首脳者との会談においても斯かる問題が中心となつたことは、その共同声明乃至各種報道から窺われた。斯かるアジア諸国首脳者の諸外国への訪問によつて国際政局に対する働きかけが見

られたことは、去る四月開催されたアジア・アフリカ会議の直後のこととて注目された。また反面において共産圏諸国がこれらアジア諸国に対する今後の経済上の緊密化を意図するものであろうことは看過しえないであらう。

一方ホー・ヴェトミン主席も中共に対する経済援助要請等のために北京を訪問したことも伝えられた。

アジア各国の政情についてみるに次の通りである。インドネシアにおいては、年来の懸案であつたが、のびのびになつてきた総選挙もいよいよ九月二十九日に行ふことに決定した。パキスタンにおいては制憲議会議員の選挙が行われ議会議政への復帰をみた。然しこれら両国に内在している政治的困難も窺われたのである。すなわち前者インドネシアにおいては軍部の人事に関して政府と軍部との対立が見られ、現内閣の弱体が露呈し、後者パキスタンにおいては議会の絶対多数を占めていた現内閣の与党である回教徒連盟が過半数にいたらなかつた結果、今後政局の收拾には依然として不安が続くものと見られている。一方ヴェトナムはサイゴン近傍における騒擾が政府軍によつて反政府宗教軍がほぼ鎮圧されたと伝えられた。

アジア諸国の経済事情を見るに、フィリピンおよび中共の本年度予算案が承認された。すなわちフィリピンでは一九五六年度(七月六月)予算が成立し、前年度と同様収支均衡予算を持続することとなり、また中共は六月二十二日の國務院全体会議において一九五五年度(一一二月)の予算案が輪郭その他不詳であるが承認されたと伝えられている。その経済建設五カ年計画の確定遂行のため今後引き続き多大の建設資金を必要とする折柄中共財政の内容が注目されている。

東南アジア諸国の主要輸出品価格の月中推移は次の如くで、ゴムの急騰をはじめとして、輸出商品市況は概して好転乃至落着をみせてきたものであると言ひ得るのであろう。即ちシンガポールにおけるゴム相場は月中上昇を続け月末にはRS S一号当限一封度一一四%海峽セントの高値を示し、本年一月下旬台湾の緊張状態を反映して示現した一〇六%海峽セントを上廻り、前月末に比し二一%海峽セント、二三・七%高となつた。ゴム価格の急騰は最近における需要の引続く堅調による外ソ連の買付開始、主要産地であるマレーの減産等に因るものとみられて

おり、また右の月末価格は一九五二年一月末の一三八%海峽セント来の高値で、一九五四年初を底値として約二年余不振を続けたゴム市況が回復したことを示すものである。シンガポールにおける錫相場も需要の一般的増大に伴い月末には現物一ピクル三六二%海峽ドルと昨年十月以降八カ月振りに、三六〇%海峽ドル台に回復した。また本年一月をピークとして反落を続けた茶はロンドンにおいて月中印度普通茶一封度三シリング四%ペンズ(最高時のほぼ半値)を持続して弱含みながら安定した価格が続けた。年初来落潮を辿つたジュートも東パキスタンにおいて月末一俵一〇四ルピーと横這いに終始したが、カラチにおける綿花は月末一モンド六七ルピーと米綿相場の堅調を反映して月中五%ルピー方上昇した。

インドは我国企業の経済提携対象国として東南アジア諸国のうちにおいて常に注目されている国であるが、この程旭硝子(株)が同地にインドとの合弁会社を設立することがほぼ内定した。これはビハール州ブルクンダにある休業中の板硝子工場を旭硝子(株)がインド産業金融公社から買取り新設合弁会社とその経営に当るものである。また合弁会社における株式持分比率がインド側四九%旭硝子(株)五一%(機械、原料等)による出資を会社側は予定している)であることは、本邦側企業がこの種合弁会社株式の過半数を取得することは一般に認められていない折柄、特殊なケースと考えられるが注目に値するものである。

#### (二) 中共——財政事情と基幹産業本年度計画

(1) 六月二十二日開かれた國務院全体会議は、七月五日より北京で開催される第一期全国人民代表大会第二次會議に上程される「一九五四年の決算並びに一九五五年の予算案」を承認したといわれる。同案の内容は発表されていないが、重工業中心の経済建設五カ年計画の遂行途上にあつて、資金面からの困難性が徐々に露呈され、最近の中共が財政上幾多の問題に直面していることは次のごとき若干の断片的な報道からも看取される。

第一に、基本建設に対する財政投資は本年当初には昨年より四〇%増の計画とされていたところ、最近にいたりこの増加率を三〇%に引下げたとみられること。右削減はとくに軽工業方面に対して大幅に行われるものと推測され、例えば国营及び地方国营(公營)の紡織工業は中央の指示に基づき、最近五カ年投

資計画を修正しつつあり、建設の中止が決定したものに八十余万鍾の紡績工場と若干数の織布工場及び染色工場があり、このほか予備費の一部縮減を併せ、七億元をこえる資金を節減しようとしている。このため新しい紡織工業の中心地鄭州市では本年の当初投資計画の一七〇%に相当する削減が決定したといわれる。一方その他の部門すなわち鉄道部、重工業部関係においても不急工事の圧縮に努力していることが伝えられている。

第二に、最近になつて経費節約運動が強力に展開されていること。すなわち工業、交通運輸業及び商業部門において普遍的に財務管理の放漫、原材料の使用過多、労務管理の不良、倉庫保管の不備等の存在がみられ、とくにこれら各部門の基本建設工事中においてその弊が甚しく、投資額が多いため些細な錯誤も積み積つて巨大な浪費現象を形成しているとして嚴重な警告が発せられている。一方また共産党、政府、軍、文化及び教育の各機関における経費支出は一般民衆の生活水準ないし國家の経済力より遊離しているとして指弾され、ことに昨年まで中共が新中国發展の象徴として誇示していた豪華な庁舎、病院、学校等の建築に対しても批判の眼が向けられるにいたつたことが注目される。なおこの運動の一環として当面政府機関における過剰人員の整理が俎上にのせられ、中央政府機関では一般に二〇—五〇%の削減が可能であるといわれているところからみて、相当大幅の削減を予定して人員整理に着手した模様である。また六月十八日の國務院全体会議において國家公務員に対する待遇を七月よりすべて俸給賃金制に改めること(従来は俸給制と併び包乾制と呼ばれる一種の現物給与制であり単位一括支給制でもあるものが残存していた)に決定したのもそこにみられた冗費を抑制することに狙いがあるものと推察される。

第三に、全國の鉄道運賃が六月一日より改正されたこと。右改正の目的は、地域別に異つていた運賃率を統一するとともに貨物の重要度によつて差別運賃を課するという制度上の改善にあるとされているが、結局旅客三〇%、一般貨物二〇%程度の引上げとなつていことからみて、財政収入の増加という理由が右措置の主因であることは推測に難くないところであらう。

(2) 次に五カ年計画の進行に伴い中共は國務院の機構改革に着手し、さき第三

機械工業部(地方国营(公營)、公私合營、合作社營(協同組合經營)及び私營機械工業の指導を担当)及び都市建設總局の設置を発表したが、最近さらに燃料工業部を廢止し、石炭工業部、電力工業部、石油工業部並びに農産品購入部の新設を決定している。

右措置はこれら各部門の拡充がとくに重視された結果とられたこと勿論であるが、このうち石炭、電力、石油三工業部の独立はそれが基礎部門でもあり中共成立以前には石炭以外殆んど發達しなかつた部門であるだけに中共が最も重点を置いているものとみられ極めて注目される。いまこれら三部門につき本年中の計画をみれば次のとおりである。

石炭 本年の基本建設規模は極めて大きく、投資總額は昨年比し五〇%増大する。すでに過去において着工された百余の坑道建設工事を継続施工するほか数十カ所の新設、改良、復旧工事が年内に起工される予定で、とくに重要なものとしてソ連援助により設計された焦作中馬村炭坑、門頭溝炭坑及び鷄西城子河炭坑の豎坑工事があり、このほか各所に近代的大型洗炭工場が新設されることとなつている。

電力 本年の投資計画は昨年比し火力五五%、水力六七%の増大となり、工事量は前者四七%、後者一三九%増の予定である。比較的大規模工事としてはソ連援助により建設中の太原電熱廠、撫順發電廠、阜新發電廠及び豐滿水电站の継続工事が行われており、本年に入つて一〇カ所の火力發電所、二カ所の水力發電所が着工されたほか、成都、包頭第三、第一自動車製造廠内、及び第一座列車の各火力發電廠が相ついで發電を開始した。本年中に一部または全部が稼動する發電所は三〇余といわれ、發電能力は昨年比し火力九八%、水力二五・五%増の見込である。

石油 本年一月ソ連からその持分の移讓をうけ国营となつた新疆石油公司では原油採取量を昨年より六三・八七%増加し、ガソリン、重油等の生産も五〇%ないし一〇〇%引上げる予定である。中共はこのほか玉門、延長の天然石油及び東北の人造石油の擴張再建に力を入れており、精製油の生産は昨年より三六・九七%増の計画といわれる。

なお地質部は数千名に達する資源探掘隊を西北方面に派遣しており、最近玉門老君廟油田に新しい油層、青海省柴達木盆地及び甘肅省吳忠回族自治区内に新油田、青海省崑崙山中に良質の露天掘可能の大炭田が発見されたと伝えられている。

(三) 韓国——余剰農産物受入に関する米韓協定その他

(1) かねて交渉中であつた米國余剰農産物受入に関する米韓協定は五月三十一日京城において正式に調印をみたが、その要点は次のとおりである。

- 1 韓国側が買入れる物資は原綿一〇百万ドル、葉煙草五百万ドルの計一五百万ドルで、調印後三個月経過してから購入する。
- 2 取引方式は米國內一般供給商社と韓國內実需要者（原綿は大韓紡織協會、葉煙草は専売庁）間の私的取引に委ねる。
- 3 圓対ドルの交換率は六月にワシントンで開かれる米韓會談で決定されるものを適用する。但しワシントンで右交換率を決定できなかった場合には米軍が圓貨を調達するため手持ドル貨を競売したときの平均交換率を適用する。
- 4 米國余剰農産物に対して支払う圓貨資金は韓國銀行に設定される米國政府勘定に入金し、その五〇%のうち四〇%を韓國の國防費に、五%を文化教育使節の交換に、五%を農産物市場育成のための経費に使用し、他の五〇%は韓國內に駐在する米國機關の維持（大使館等の庁舎、宿舍の營繕及び韓國人雇傭者の賃金）と米國政府が韓國內で調達する物資の購入費に充當する。
- 5 協定の内容についての協議は調印国の一方が提議すれば随時開催される。

一方新會計年度における米國の對韓援助は四六〇百万ドル計上に決定したと伝えられるが、援助問題を討議する米韓會談は去る六月二十二日よりワシントンで開始され、劈頭韓國側代表白斗鎮經濟調整官、孫元一國防部長官より軍事援助を除き六八〇百万ドルの經濟援助（内訳は投資及び資本建設費二五、一〇〇千ドル、重要物資導入費二一五、九〇〇千ドル、救済及び技術援助費三三百万ドル、經濟的防衛援助費一八〇百万ドル）を正式に要請した模様である。これに対し米國側は援助資金を有効に使用するため現行爲替相場の調整並びに韓國財政の再建方法を討議することを主張しているといわれ前途になお相

當の曲折が予想されている。

(2) 次に日中間貿易協定の調印、日ソ會談の開始をめぐつて悪化を伝えられていた韓國の反日感情は、日本と北鮮との通商文化交流の再開氣運が醸成されつつあることおよび両者間に漁業協定の成立が報ぜられるに及んで遽かに硬化し、京城では去る六月八日から三日間にわたり反日デモが舉行され、李大統領はじめ下務部長官等同政府高官は再三にわたつて公然と日本を非難したのみならず、韓國商工會議所、貿易協會などの民間機關も日本が北鮮と通商を再開するならば對日貿易を断絶する旨の強硬聲明を發表するなどこのところ韓國の反日運動は朝野を挙げて最高潮に達した観がある。

ところで新會計年度の開始を控え商工部当局は六月三十日日本七月—十二月期の民間貿易計画を公表したが、對日貿易に関しては日中間貿易協定に對抗するため左のごとき制限措置を採用することを明らかにしており、今後の動向が注視せられている。

- 1 對日輸出品目中、日本の對中共輸出該当品目（寒天）については、輸出許可申請のときに共產地域外で使用されるとの最終消費地證明書を添付しなければならぬ。
- 2 對日輸入品目中、日本の對中共輸入該当品目（油脂及び同原料、桐油、耐火煉瓦、燐礦石、ゼラチン、原皮、石膏、生漆、樹脂）については、輸入許可申請のときに共產地域外で生産されたとの原產地證明書を添付しなければならぬ。
- 3 對日貿易で相手方商社が共產地域と取引したことが判明したときは、その商社を相手とする輸出または輸入はこれを許可しない。
- 4 特惠外國爲替による輸入対象品目の日本からの輸入は許可しない。

(四) 台湾——纖維工業の現況

台湾の纖維工業は戦前には殆んどみるべきものなく、ただ僅かに一九一八年台北に五千鍾程度の紡績（台湾纖維）の設立をみたにすぎず、第二次大戦中（一九四二年）日本軍の軍需用のため烏日、台北、新竹の三方所に合計一二六千鍾の綿紡績工場の建設が計画されたこともあつたが、実際に日本から供給された紡績設備

は二八千錘であり、終戦時にはこのうち八千錘が稼働しているにすぎなかった。台湾の中国帰属後右三工場は台湾工礦公司(省營)の下に経営されるにいたつたが、一方中国本土内戦の激化に伴い一九四八年三月大陸より華南紗廠が移転してきたのを皮切りに何れも中国人の資本経営にかかる大秦、雍興、申一の各紡織公司並びに中国紡織建設公司が相ついで移転を完了、一九五〇年には各工場とも生産を開始した。ついで一九五一年には台北、台元の二紡織公司、一九五二年には六和、彰化、台中の三紡織公司、一九五三年には遠東紡織公司、一九五四年には新台湾紡織公司と新工場の建設が行われた結果現在左のごとき設備状況となつて

綿紡織	紡機	一七八、九四〇錘	織機	一一、二二八台
麻紡織	紡機	一三、五三六	織機	三三三
毛紡織	紡機	一一、三四八	織機	二一四

昨年の主要製品の生産実績は綿糸二五万捆、綿布一五二、四六三万碼、紡毛織物七七三万枚、梳毛織物六七九万枚、紡毛糸三七五万トン、梳毛糸三〇七万トン、麻袋九百万枚に上り、綿製品のごときは国内需要の九六%を自給するまでになつてゐる。現在細番手の綿糸布はなお輸入にまたねばならないが、すでに一部の工場において、八〇番手の試作に着手しているともいわれ完全な自給の域に達する日もさして遠くはないと思われる。ただ太番手のうちには若干生産過剰のものも散見されていたが、偶々昨年は韓国の対日輸入制限の強化のため同国向輸出が進展し滞貨は減少している。本年中綿紡二八千錘の増設も計画されており、紡績設備錘数は二〇〇千錘を越えることとなる。

なお本年三月台北に米國との合弁で中国人造纖維維公司が設立され目下工場建設中であり、これが完成の暁には人絹糸の輸入がかなり削減可能となり外貨節約に資するものとみられている。

(四) ファイリピン——一九五六年度財政予算

先にマグサイサイ大統領は本年七月一日から始まる一九五六会計年度の一般歳出法案の基礎となる総額六四八百万ペソの予算教書を議会に送つていたが、五月十三日に上院は財政委員会において、懸案として留保された一般公共事業費(五

八百万ペソ)、教員俸給調整費(一七百万ペソ)等を除き、一般歳出法案総額五七百万ペソを承認した。

(単位 百万ペソ)

項目	一九五六年 度(提案)		一九五五年 度(確定)		一九五四年 度(実績)	
	度(提案)	度(確定)	度(提案)	度(確定)	度(実績)	度(実績)
一般歳入	六四七・六	六〇三・六	六〇三・六	三〇二・六	二六三・二	二六三・二
特別歳入	四・五	四六・九	四六・九	三・四	一・四	一・四
歳入合計	六五二・一	六五〇・五	六五〇・五	三〇六・〇	二六四・六	二六四・六
經常支出	五六一・七	五四八・四	五四八・四	二七一・八	二六五・七	二六五・七
資本支出	八六・五	一〇一・四	一〇一・四	二二・六	四九・五	四九・五
歳出合計	六四八・二	六四九・八	六四九・八	二九五・四	三一五・二	三一五・二
歳入超過	三・九	〇・七	〇・七	一〇・六	(-)	五〇・六

大統領の発表した予算教書によれば、昨年度予算においては従来の計画に新しい考え方を入れた程度であつたが、五六年度予算はファイリピンの経済的基礎を安定せしめ、國民の一般福祉を増進すると現政府が信ずる計画をもつたものである旨を強調した。同教書によれば未だ承認を得られていない一般公共事業費等を含めた五六年度予算は次表の如く全体として前年度に引続き均衡予算であり、前年度に比し一層改善されている。なお歳入、歳出の各項目別内訳を見れば次の通りである。

歳入については歳収で四五百万ペソの増額が見込まれている。

右歳収の中には以下に列挙する税法による収入六五百万ペソが含まれているが同税法についてはその各々の有効期限はすべて延長される予定であり、外国為替税を除いて現在恒久的立法措置が勧告されている。

税法名	有効期限	予想歳入(単位千ペソ)
蒸溜アルコール税	一九五五/一二/三一	三、〇〇〇
釀酵飲料税	シ	一、五〇〇
葡萄酒税	シ	三〇〇

花 火 税	一九五五/一二/三一	三〇
トランプ 税	シ	一四〇
取 引 高 税	シ	一六、〇〇〇
歩 合 税	シ	二、〇〇〇
印 紙 税	シ	三〇〇
個人所得 税	シ	二、〇〇〇
一七%外国為替税	一九五五/六/三〇	四〇、〇〇〇
合 計		六五、〇〇〇

右のほか歳入には改訂米比通商協定が発効した場合において、来年度の下半期にフィリピンに輸入される米国品に対して、フィリピンの関税率の二五%を賦課することによつて徴収する関税一九百万ペソ及び同期中右協定に基き廃止される外国為替税の代りに賦課する一七%の特別輸入税八百万ペソをも含んでいる。

歳出については、教育省費が一七八百万ペソと前年度を六百万ペソ上廻り、前年度同様歳出の最大部分(二七・五%)を占めており、これに次ぐものは国防省費で朝鮮からの軍隊引揚にも拘らず、一七〇百万ペソと略々前年並となつてゐるが、前者の増額は人口の自然増加に因るものであり、後者が前年とほぼ同額であるのはSEATO結成等による軍備強化に因るものであるとしている。大統領が特に重点をおいたものは農村の復興とFOA援助による開発計画のための支出である。前者については特に灌漑、掘抜井戸の開鑿、給水設備、公道に関する諸計画を主眼とし、後者については、FOAの技術援助は工業投資の促進に向けられ、物資援助は多目的な公共事業計画、道路の建設及び改良、港湾施設の建設、必需品生産工場の設立等に対して供与されるので、右の諸計画達成に要する国内資金として約六〇百万ペソを財政において計上し負担せんとするものである。

なお今回成立を見た予算の中には、改訂米比通商協定の発効によつて生ずることを予定されている収入を歳入に相当程度見込んである点があるが、この点について同協定の発効を疑問視する向の反対が強いと伝えられている。

(六) タイ——米國FOA援助資金による輸入の開始

タイの対米関係は近時愈々緊密の度を加え、米國は大規模な軍事援助を実施し

つつあるが、これと同時に經濟面においても既にエコノミスト情報部四半期報(三月号)は一九五四—五五米會計年度間の米國FOA經濟援助は三六・七百万ドルに決定した模様と報じていたところ、今般インフレ防止及び通貨安定のための必需品輸入資金として二四・七百万ドルが供与され、政府は取り敢えず内一七・五百万ドルを民間輸入業者に割当てることとし、五月下旬からその申請受付を開始した。具体的な手續としては中央銀行が市中銀行を通じて業者に外貨を売却する方法を採り、売出レートは日タイ清算勘定レート(六月前半月一ドル二一・六パーツ、同後半月同二一・一パーツ、なお自由市場レートは六月前半月同二二・四パーツ乃至二二・九パーツ)が適用され、輸入先は共產圏を除き特に制限なく、業者の申請は同行、大蔵省及び經濟省の三者よりなる委員会が審査の上認否が決定されることとなつてゐる。今次割当分一七・五百万ドルの内訳を見れば、鉄鋼及び同製品(一・五百万ドル)、機械類(三・二百万ドル)、自動車、トラクター(兩者計三・二百万ドル)等機械設備類の外、医薬品、化学製品、パルプ、紙(兩者計二・四百万ドル)、ガソリン、潤滑油(兩者計六・六百万ドル)等原材料乃至消費財的性格のものも見受けられるが、衣料品、食糧品の如き消費財はこれに含まれていない。

翻つて同國の經濟情勢を見るに、同國財政は一九五五年度(一一二月)予算においては、二三百百万パーツの赤字を予定しており、既に当初二カ月間に六四百万パーツの払超を示し、これを反映して銀行券は昨年引続き増勢を持続して二月末以降五〇億パーツを上廻り(銀行券発行残高一九五三年末四、三三八百万パーツ、一九五四年末四、八一七百万パーツ、一九五五年二月末五、〇二三百万パーツ)これに昨年末来の輸入制限強化の影響も加わつて、物価は前年後半米幾分騰勢にある(バンコック卸売物価指数、一九四八年を一〇〇として一九五四年六月一〇二、同十二月一〇八、一九五五年二月一〇九)。又貿易面においては、前記エコノミスト四半期報によれば昨年実績は輸出五、四九八百万パーツ、輸入六、九一八百万パーツで、差引入超は一、四二〇百万パーツに達し、これが同國のインフレ傾向を抑制するのに与つて力があつたものと見られるが、同國の外貨準備状況から見て(中央銀行の金及び外貨保有高は二月末現在三、三六七百万パーツ、ドル換算二六九百万ドル)かかる入超を継続せしめることは許されない。か

くて同国経済の前途を懸念する声も高かつた折柄、米国援助の効果は軽視しえず、しかも、右援助資金二四・七百万ドルを六月後半の売出レートで換算すれば昨年輸入額の入分、同入超額の三七％に相当することを考慮すれば、これが同国経済安定に資するところ少くないものと期待されている。

年初米同国政府はラオスの首都ヴィエンチアン対岸のメナム河畔迄鉄道延長工事を実施中で八月には完工の予定であるが、その建設資金として四百万ドルの米国援助が供与されている外、治水、鉄道、道路、衛生等各方面で資金及び技術援助の受入が行われていると伝えられ、又米輸出銀行はタイ唯一のセメント工場を経営するタイセメント会社(昨年生産実績三七〇千トン)に対し、自家用発電機設置資金として一、二五〇千ドル(年利五・五％、償還期限一九六七年)を融資することを決定したとの新聞報道もあり、更には三月満期となつた米タイ錫売買協定(昨年八月以降本年三月迄に米国政府はシンガポール相場で二、四〇〇トンを買付けることを規定、因みに一九五三年におけるタイの錫総輸出額は一三・三トン、三七七百万バツ)更新の交渉も進行中と言われ、タイ経済の対米依存傾向は漸次顕著となりつつある。

なお、隣接のラオス及びカンボジア両国は従来専らヴェトナムの諸港を經由して対外貿易を行つて来たが、ヴェトナムの治安状態不良のため、その機能が阻害されるに至つたことから、タイにおいては両国の貿易をバンコック經由に切替へさせると同時に両国との経済的関係を密接化せんとする企図が見られ始めていたところ、昨年末インドシナ三国が経済面においても自主権を付与されると共に、かかる動きに漸次具体化の様相が窺われる様になつた。即ち、前記ラオス対岸迄の鉄道延長計画の外、カンボジアとの間には四月下旬以降既に国際列車が運行されており、又現地報道筋は政府は年初米同国を經由する両国向物資について同国領土の自由通過(関税に代えて従価八分の一の通過税を徴収の予定)を認める制度を検討しつつあり、就中ラオスに対してはこの外バツ貨を対価とするタイ物資の輸出を申入れたと伝えている。

(四) インドネシア——外貨事情の好転

インドネシアにおいては、朝鮮動乱終熄以来外貨の減少が続き、殊に昨年七月

に至り、インドネシア銀行の金外貨準備が同銀行法に定める二〇％の法定限度を割るに至り、月末にはその保有外貨の保有外貨を含めた金外貨保有高は僅か六九百万ドルとなつた。然るにその保有外貨は昨年後半から輸入制限強化の効果が見られるとともにゴム価格の持ち直し、砂糖の輸出増加等を見て貿易事情が好転して以来漸次増加し、昨年末には一四七百万ドルと最低時を七八百万ドルも上廻るに至つた。

(単位 百万ドル)

	一九五二年末	一九五三年末	一九五四年七月末	同九月末	同十二月末
インドネシア銀行保有金及び外貨	二三七	一一六	二三	六七	九六
その他銀行保有外貨	七七	六四	四六	四八	五一
合計	三一四	一八〇	六九	一一五	一四七

最近の貿易(石油を除く)は次表の如くであり、昨年下半年から著しい改善を示している。

(単位 百万ルピア)

	一九五二年	一九五三年	一九五四年	一九五四年六月	一九五四年七月	一九五四年十二月
輸出 f o b	八、四七一	七、〇五二	七、一八〇	三、一四六	四、〇一四	
輸入 f o b	九、六九〇	七、六五二	六、三七二	三、六〇一	二、七七八	
輸出入(△)超	(△)一、二一九	(△)六〇〇	八〇八	(△)四五五	一、二三六	

貿易が久し振りに黒字となつた主たる要因についてみると、輸入の甚しい減少に基づくものと見られる。強力な輸入制限を実施した結果、五四年の輸入は前年に比して一、二八〇百万ルピア、五四年下半期は上半期に比して八二百万ルピアと、夫々著減を示した。この中では米の輸入量が自給度の向上と共に、五二年の七六五千トンから五四年には二五万一千トンと約三分の一に激減し、金額で九九六百万ルピアの外貨節約となつたほか、輸入の大宗である綿糸布の五四年の輸入も前年を二〇％方下廻るものとなつた点が注目される。

(単位 数量千トン、金額百万ルピア)

輸入品目	一九五二年		一九五三年		一九五四年 一—六月		一九五四年 七—十二月	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
米	七五五	一、五五六	三三八	八八五	一四八	三三〇	一〇三	二二〇
晒及び未晒綿布	二四	六〇三	三	六二	二六	八五	七	一九
採色綿布	二八	六七〇	四一	九〇	一四	三二	二〇	一七
綿糸	八	一六三	二二	二〇六	六	一〇一	八	一三
機械	三五	三六九	三三	三三	一〇	一四八	二	一六

輸入国別について見るにドル決済を要する米国からの輸入が五二年の一、八五三百万ルピアから、五三年には一、五三九百万ルピア、五四年には一、〇三五百万ルピアと続減しているのが目立つほか、EPU決済による欧州諸国からの輸入が何れも五二年から五四年まで継続的に減少し、特にオランダ、英国からの輸入は半減した。これらの中にあつて、オープン勘定決済である日本からの輸入のみが、五四年は日本により各種の輸出抑制措置がとられたにも拘らず、前年に比して約一億ルピア増加して首位となつたことが注目される。

(単位 百万ルピア)

輸 入 先	一九五二年	一九五三年	一九五四年
	米 国	一、八五三	一、五三九
日 本	一、四五三	一、四四七	一、五五九
オ ラ ン ダ	一、四一七	一、〇〇七	七五〇
英 国	七七五	六〇四	三八九
西 独 国	七一〇	五六九	四九一
マレー・シンガポール	二〇八	一二六	六九
イ ン ド	二二〇	二二六	一六一

又輸出については、五四年は年間としては前年に比して僅か二二八百万ルピアの増加にとどまつたが、下半期を上半期に比較すると、八六八百万ルピアの著増となつてゐる。特に下半期以降のゴムの値上りと、之に刺戟されて住民ゴム(小

規模栽培のもの)の輸出量が上半期に比して約五百トン増加したため、下半期は上半期に比してゴム全体で六五三百万ルピアの増額となつた。昨年における輸出増加の主因と見られる砂糖の輸出が上半期の三三三三トン、三九百万ルピアから下半期には一八〇千トン、二一六百万ルピアと飛躍的な増大を遂げている。

(単位 数量千トン、金額百万ルピア)

輸出品目	一九五二年		一九五三年		一九五四年 一—六月		一九五四年 七—十二月	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
砂糖	一	二	九	一一	三三	三九	一八〇	二一六
ゴ ム	七九	四八三	七〇	三〇七	一、一八〇	四〇二	一、八三三	二六〇
コ プ ラ	三三七	五六五	三〇五	六四八	一四八	三〇	一四	二六〇
茶	三	二六七	三	二六七	二	二〇二	三	二四八

(八) インド—インド国立銀行の設立と準備銀行法の改正

(1) インド国立銀行の設立

インドにおける農村金融促進策として、政府が全インド農村信用調査委員会の勧告を原則として受け容れ、インド帝国銀行外十市中銀行を接収して「インド国立銀行」を設立することを決定したことについては、既報(本年二月々報)の通りであるが、右決定発表後金融界、接収対象銀行の株主等は関係当局に接収反対を強く主張してきたものゝ、遂に四月十六日デシユムク蔵相は差当つてインド帝国銀行のみを国有化するためのインド国立銀行法案を下院に提出、同法案は同月三十日上院を通過成立するに至つた。

右法案の国会審議は極めて順調に推移し、コマース誌(四月二十三日号)等は両院を通じ、総じて政府今回の提案が歓迎されたことは注目されると指摘しているが、同法の概要は左の通りである。

(イ) インド国立銀行は指定の日(官報告示により来る七月一日と指定)にインド帝国銀行の資産、負債その他一切の権利義務を承継する。

(註) インド帝国銀行の主要勘定左の通り。(一九五四年十二月末現在)

資本金(払込済)

五六、二五〇千ルピー

預金 二、三二一、五五七千ルピー  
 貸出 一、〇〇八、二二八  
 投資 一、〇八七、一九二

(ク) 新銀行発足時の払込済資本金を五六、二五〇千ルピー(一株百ルピー、授權資本金二億ルピー)とし、発足時全額インド準備銀行が引受ける。

(カ) インド準備銀行は最低、資本金の五五%を出資し、残余を一般公募する。右公募に際しインド帝国銀行の株主は優先割当を受け得るものとする。

(キ) インド帝国銀行の株主に対する補償額は一九五四年十二月十日以前十二ヶ月間の平均株式市場価格によるものとし、一株につき左の通りとする。

全額払込株(一株五〇〇ルピー) 一、七六五ルピー一〇アンナ  
 一部払込株(一株一二五ルピー) 四三二ルピー二アンナ四パイ

補償金の支払は、一株主につき希望に応じ一万ルピー迄現金、残余は政府証券(利率その他は追つて決定で交付する)。

(ケ) 新銀行は左のメンバーで構成される中央理事会(Central Board of Directors)により運営される。右の外、地域母店に地域理事会を設置する(差当りマドラス、カルカッタ、ボンベイ)。

議長、副議長 各一名 中央政府の任命  
 理事 六名 一般株主より選出  
 理事 八名 中央政府が官吏以外のものを任命(但し準備銀行との協議を要す)

理事 一名 中央政府官吏を任命  
 理事 一名 準備銀行がその職員中から任命

(コ) 新銀行は他の銀行の株式を取得し得るものとする。

かくて過去においては「非常に立派な銀行」(イースタン・エコノミスト誌四月十五日号)としてデシユムク蔵相により称讃されたインド最大の商業銀行であるインド帝国銀行(一九五四年十二月末現在の全指定銀行に占める割合、預金二四・七%、貸出一八・二%)は来月一日を期し新銀行に引継がれることとなったが、同法による新銀行が前記農村信用調査委員会の勧告のそれと異つている点

は、  
 ① 委員会の勧告はインド帝国銀行及びパロダ銀行等の十市中銀行が接収の対象となつていたが、インド帝国銀行のみに止まつたこと

② 資本金も中央政府及び準備銀行が五二%を引受けることとなつていたが、準備銀行のみで五五%を引受けること  
 等が挙げられる。併し今回の国立銀行法(前記(カ)参照)によつても窺われる如く、帝国銀行以外の十行は接収を免れたものではなく、今後の折衝によつて右十行も新銀行に接収されることとなつて注目されよう。

何れにしても新銀行は今後店舗の拡張等を通じ、インド帝国銀行が行つてきた従来の商業銀行業務の外に、農業金融を積極的に押し進めることが期待されるが、コマース誌(四月三十日号)も指摘する如く、農業金融に重点を置くため商業金融が軽視される虞れもあると見られるので、新銀行発足後の業況は注目を要するところである。

(2) インド準備銀行法の改正

全インド農村信用調査委員会は上記の如きインド国立銀行設置の勧告以外に、協同組合の資金源強化等による農村信用の拡充を図るためインド準備銀行の州協同組合銀行等に対する融資機能を強化すること等をも勧告した。このため関係当局では昨年末来検討を重ねてきたが、インド国立銀行法案に相踵いで四月十八日「インド準備銀行法改正法案」を国会に提出、五月初め右法案は国会を通過成立した。準備銀行法今回の主なる改正点は左の通りである。

(イ) 全国農業信用(長期運転)基金の設置

(イ) 基金への払込額は、一九五六年七月以降五ヶ年間、毎年五〇百万ルピーを下らざる金額とし、なお右の外当初基金として一億ルピーを払込むこととする。

(ロ) 基金の用途は次のものに限ることとする。

a 州政府が州協同組合銀行、中央協同組合銀行等に直接、間接出資し得るよう右政府に長期貸付を行うこと

b 土地抵当銀行に、直接貸付または同銀行発行の「特別開発債券」を引受け

ることにより長期資金援助を行うこと

(二) 全国農業信用(安定)基金の設置

(イ) 基金への払込額は、一九五六年七月以降五ヶ年、毎年一〇百万ルーペを下らざる金額とする。

(ロ) 基金の用途は、旱魃、洪水等により州協同組合銀行への準備銀行の短期貸付が償還困難となつた場合、準備銀行の短期貸付を右基金によつて中期貸付に振替えることに限るものとする。

右基金設置に伴う業務は準備銀行内の農業信用部を強化することにより、これに当らしめることとなつてはいるが、今回の準備銀行法の改正は、今後農業生産を向上させるためには「農村信用の拡大が緊要である」(四月下旬におけるジェーン農相の言明)とされている折柄、インド国立銀行の設立と共に農村が依然主体となつてはいるインド国民経済にとつて劃期的なものと見られている。なお準備銀行法改正法案の国会審議において協同組合に州政府が直接出資するが如き経営参加は、協同組合の根本原理に悖るものではないかとの問題に対し、政府当局が州政府の援助なくして組合機構の円滑なる運営惹いては、インド農村経済の順調なる発展が期し得ないとの発言を行つたことが特に注目を惹いた。

七、濠州——最近の金融情勢と金利動向

濠州の金融市場は、毎年九月に最も繁忙を呈し以後輸出代金の流入とともに引緩み、三月を境として反転し再び貸出は増加し預金は減少するのが常である。かかるに商業銀行の流動率(預金に対する現金、蔵券、公債の比率)は三月末現在二三・三%と前年同月末に比し三・二%悪化し、昨年四月以降連邦銀行が要望している流動率二五%に回復してはいない。一方国内経済の好況を映じて資金需要も依然として旺盛であり、四月以降の季節的な資金需要期に際して連邦銀行の態度が注目せられている。

右の如き金融情勢をもたらした要因としては、昨年来の海外収支の逆調による外貨残高の大幅減少と財政資金の揚超を挙げることが出来る。海外収支の悪化に關しては既に報ぜられている通りで、連邦銀行保有の金および外貨残高は、三月末四〇三・五百万濠州ポンドと前年同月末に比し一三六・一百万濠州ポンドを減

じている。また濠州の一九五四—五五財政年度は、六月をもつて終了するが、五月迄の財政資金の収支は収入九一八百万濠州ポンド、支出八七一百万濠州ポンド、差引四七百万濠州ポンドの揚超となつている。これは防衛費支払の遅延によつて支出が予算額を大幅に下廻つたことを主因としており、同年度間では約五〇百万濠州ポンドの揚超になるものと見られている。

しかし右の如き通貨収縮要因があるにも拘らず、同国の通貨量(現金通貨に預金通貨を加えたもの)は、昨年三月から本年三月迄の間に八三百万濠州ポンドの増加を示したが、これは主として商業銀行の貸出急増によるものであつて、前述せる流動率低下の原因ともなつてはいる。

主要商業銀行勘定

(単位 百万濠州ポンド)

	一九五四年三月	一九五五年三月	差	引
預金	一、五五二・二	一、五四四・八		一八六
現金	七六・六	七七・二		〇・六
蔵券	一五・三	一〇・八		四・五
公債	一七・九	一七・八		五・一
特別勘定	三五三・八	二九四・六		五九・二
貸出	七六二・二	八六六・八		一三〇・六
流動率	二四・九%	二二・三%		(-) 二・六

(註) 括弧内は預金に対する比率。特別勘定は連邦銀行に対する支払準備。

右表によつて最近一年間の主要商業銀行勘定の推移を見るに、預金は極めて不振で一・二%の増加に止つたのに反し、貸出は一七・七%の大幅増加を示している。この貸出増加は連邦銀行による特別勘定の解除五九・二百万濠州ポンドを全額貸出に振向けた上、更に蔵券、公債の持分減少四五・六百万濠州ポンドによつて賄われていると見ることが出来る。これ等の事情から察するに、連邦銀行としても昨年来、商業銀行に対して不急の貸出を抑制し流動率を二五%に維持する様要望しながら、支払準備の解除と蔵券、公債の肩替りによつて、ほぼ外貨残高減少に見合う追加資金を供給して来たものと思われる。

商業銀行貸出の業種別内訳は次表の通りであつて、農産物殊に羊毛の輸出不振

を反映した農業関係の滞貨融資、国内経済活動の好調による商工業者の増加運転資金の融資、建築資金を主とする個人融資等の増加が貸出増加の主因となつてい

主要商業銀行業種別貸出残高 (単位 百万濠州ポンド)

業種	一九五三年十二月	一九五四年十二月	差引増減
	業	業	
産業	五七五・八	六九二・四	一一六・六
(農業)	一六五・六	二一〇・六	四五・〇
(工業)	一四〇・九	一六〇・六	一九・七
(商業)	一一九・八	一四六・七	二六・九
公共	一六・八	一一・六	四・二
個人	一三六・七	一五九・〇	二二・三
計	七二九・二	八六四・〇	一三四・八

次に銀行以外の金融市場における資金需要を見ると、先ず株式、社債市場においては昨年一年間に株式八八・〇百万濠州ポンド、社債二四・六百万濠州ポンドが新規に発行され、殊に株式は一昨年の四四・三百万濠州ポンドに比すれば約倍増している。これは昨年一月以降株式の発行に関する統制が撤廃せられたことと、昨年初頭石油およびウラニウム関係会社の株式が発行せられたことによるのも大きい。国内経済の活況を背景とした企業の旺盛な資金需要が基調となつて

いることは否定出来ない。今年に入つてからの動きは、三月末迄の三ヶ月間に株式一六・九百万濠州ポンド、社債二・五百万濠州ポンドと前年同期に比し稍減少しているが、商業銀行の貸出余力が殆んど涸渇している現在、国内企業の株式、社債市場に対する資金依存度は益々増加するものと見られている。

株式、社債市場とともに、最近特に注目せられているのは賦払信用金融会社の動向である。昨年来の自動車および耐久消費財に対する活潑な需要は、主として賦払消費者信用の増加によつて支えられていると見られるが、昨年十二月末の賦払信用金融会社の貸付残高は一六〇・四百万濠州ポンドと前年同月末比五一・二百万濠州ポンドの大幅増加を見せている。賦払信用金融会社はこれ等貸付資金獲得のために好条件を提供して民間資金の吸収に務めており、シドニー・モーニン

グ・ヘラルド紙の推定によれば、総額四〇一五〇百万濠州ポンド、内最近四年間に約三〇百万濠州ポンドの民間資金を獲得している。この総額を商業銀行預金残高に比すれば未だ微々たるものであるが、その最近の増加額は必ずしも軽視し得ないものがある。

また特に問題視せられているのは、賦払信用金融会社が短期(三ヶ月)の借入に対しては三・五%、長期(二年)の借入に対しては五・七%の高金利を提供している点である。濠州の現行金利体系においては商業銀行定期預金利率は三・六ヶ月一・二五%、一年以上二・〇%、貯蓄銀行金利は一口五〇〇濠州ポンド以下の個人預金および一口二、〇〇〇濠州ポンド以下の法人預金に対する利率二・五%、その他については二・二五%であり、また国債利廻は四・五%であるから、前記賦払信用金融会社の高金利は商業銀行、貯蓄銀行の預金吸収および国債の消化に大きな影響を及ぼすものと見られ、一部には賦払信用に対して何等かの法的規制を加えるべきであるとする意見も見られている。

いずれにせよ今後の金融繁忙期を迎え、現在の高い経済活動水準が続く限り、商業銀行の資金状況は益々悪化することが予想される。一方連邦銀行としては増大する資金需要に対して更に特別勘定の解除によつて追加資金を供給するか、或いは金融の引締を強化するか、二者択一の立場に立たされる可能性がある。最近のニューサウスウェルズ銀行月報は、もし連邦銀行が右のいずれの政策も採らず、現在の穏かなデフレ政策の方針を維持する場合には商業銀行が貸出先を決定する方法として(1)現行の固定的な利率はそのまゝとし商業銀行が自由に貸出先を選択するか(2)連邦銀行が好ましい貸出先を商業銀行に指示するか、或いは(3)資金の需給を自動調整する弾力的な金利制度を認めるか、いずれかの手段を採らねばならないだろうと述べ、更に現行の固定的な金利制度を維持する場合には、特別勘定解除によつて商業銀行に貸出余力を与えることが必要であり、もしそれが行われなければ資金の需要者は銀行以外の金融市場にその供給を求め、それは現行の信用組織に対して危険な影響をもたらさうと警告を発している。